

平成 19 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 19 年 12 月 12 日（水曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

---

午前 10 時 00 分 開議

○副議長（根本朝栄）

おはようございます。

本日、議長が所用により、午前中の本会議を欠席しておりますので、地方自治法第 106 条第 1 項の規定によりまして、私が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長（根本朝栄）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において伏谷修一議員及び米澤まき子議員を指名いたします。

---

○副議長（根本朝栄）

この際、御報告申し上げます。

本日、22 番阿部五一議員から、午前中の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

---

## 日程第 2 一般質問

○副議長（根本朝栄）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は、簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力願います。

1 番柳原 清議員の登壇を許します。

（1 番 柳原 清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

私の一般質問の第 1 は、水道事業についてであります。

私ども共産党市議団は、11 月 30 日、県の企業局にお伺いして、仙南仙塩広域水道の調査をしてまいりました。

調査の目的の第 1 点は、広域水道事業の今後の収支の見通しについてであります。

第 2 点は、事業会計の 3 条予算と 4 条予算の費用区分についての 2 点でありました。

企業が支出を行った場合、経営活動に及ぼす影響が、1 事業年度だけのものを収益的支出、つまり 3 条予算の費用として計上し、支出の効果が長期間にわたるものを資本的支出、すなわち 4 条予算の費用に計上いたします。

県は、この区分にどのような基準を設けているのか、調査をしてまいりました。

県の担当者によれば、県の広域水道事業では、特に基準は設けていないが、事業の内容によって区分しているとのことでした。

具体的には、塗装するとか、穴があいたところを直すなどの修繕は3条予算でやっているが、耐震補強工事やコンピューターの経理システムも4条予算で計上しているとのことでした。

9月議会の補正予算特別委員会で藤原委員が指摘し、市川配水池の補強工事の6,825万円とマッピングシステムの4,200万円、合計1億1,250万円に上る経費を3条予算に計上し、当年度費用の中で消化していることが議論になりました。

「市川配水池の補強工事は、地震に備えて床の補強工事をするもので、耐用年数を延ばすものではないから修繕だ」とのことですが、これは通常の修繕ではなく、施設を強化する工事、すなわち、地震が来ても耐えられるようにすることですから、実質改良だと思います。

地方公営企業法施行規則では、さまざまな資産について、耐用年数を次のように定めております。応接セット5年、ラジオ、テレビ5年、パーソナルコンピューター4年、電話機6年、食器で陶器製のもの2年などとなっており、このようなものまで資産として取得し、減価償却することに定められております。

これは、企業会計には費用配分の原則、費用収益対応の原則という考え方がありまして、その年度の収益の獲得に役立ったと考えられる部分だけが、その年度の費用として認められ、支出の効果が翌年度以降も持続するものについては、資産として繰り延べられるという原則があります。

6,000万円の工事が、改良ではないから当年度で処理していいというのは、私は企業会計の考え方からいって無理があるのではないかと思います。

理屈から言ったら、ことし6,000万円の工事を行って、あと耐用年数が30年残っているとしたら、毎年200万円ずつ減価償却を行っていく方が、企業会計の会計原則からいっても、市民の負担の公平化からいっても、合っているのではないのでしょうか。

次に、マッピングシステムですが、「これはもともとあるものをコンピューターで処理するだけだから、資産ではない」との考えがあるようですが、コンピューターシステムであっても、新規に購入すれば資産ではないのでしょうか。例えば、パソコンが古くなって、新しいものを購入した場合、同じ仕事をするのだから資産ではない、とは言えないと思います。

また、マッピングシステムを導入することにより、市民の利便性が向上するという効果が、1年だけしか続かないというわけではありませんので、この点からも、これは4条予算に計上するべきではないのでしょうか。市長の見解をお聞きいたします。

次に、仙南仙塩広域水道の収支見通しについてですが、担当者の話によりますと、平成19年度から、年利5%以上の企業債は繰り上げ償還ができる特例措置が使えるようになり、資金繰りが好転してくるということで、「平成16年に、平成22年度から18%料金が上がるという話は出したが、あれは16年時点の話で、現時点ではない」とのことです。

現在の料金体系のままであっても、支払い利息は本年度46億9,400万円が、平成20年度34億6,000万円、21年度28億9,100万円、22年度26億3,000万円と減っていき、純利益は本年度20億200万円、20年度30億2,100万円、21年度35億7,500万円、22年度39億600万円と順調にふえております。

したがって、これまでとは状況が一変したわけですから、市が水道料金の引き下げを拒否してきた大きな理由がなくなったことを意味します。

以上の理由により、引き下げが十分可能と考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

質問の第2番目ですが、水道料金及び下水道料金の非課税世帯への基本料金の減免についてであります。

私の6月の第1回目的一般質問でもお聞きいたしましたが、仙台市は低所得者の経済的な負担軽減を図るために、水道料金及び下水道料金の基本料金の減免を行っております。この財源は一般会計より繰り出しております。

6月的一般質問の際の答弁では、「減免を実施すると8,600万円もの費用が必要になる」とのことでしたが、これは対象者全員に自動減免を行った場合の数字ではないでしょうか。私どもはそこまでは求めているわけではございません。

私ども共産党市議団の6月の仙台市における調査では、仙台市で減免を受けている世帯は約1万世帯、一般会計からの繰り出しは、上水道、下水道合わせて2億円とのこと。仙台市は人口102万人で、多賀城市の16.5倍の人口となります。当市の場合は、2億円割る16.5で、1,200万円くらいになるのではないのでしょうか。

本市においても、市民税非課税世帯については、水道及び下水道の基本使用料金を、減免するようにしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

最後の質問は、市独自の奨学金制度についてです。

家庭の経済状況の悪化と高い教育費負担により、子供に十分な教育を受けさせてやれない、こういう家庭の子供たちがふえております。これは授業料の減免を受けている人数の増加にもあらわれております。

塩釜学区内で345人の生徒が減免を受けており、定時制高校では3人に1人が減免を受けているという、大変に深刻な状況があります。

公立高校の初年度入学の諸経費は、年平均で48万円かかります。それに通学費や部活動費などを加えると、平均で60万円になります。

また、生徒の方も家計を助けるためにアルバイトをせざるを得ない、学習費を切り詰める、こういうことも起こっております。

私立の高校に通っている家庭はさらに大変で、入学金と学納金だけで70万円以上もかかります。授業料の滞納が県内で359名、経済的理由で修学旅行に不参加が53名もおります。これは授業料滞納のために、修学旅行の積立金を授業料に振り替えざるを得なかったためでした。高校生や大学生のお子さんをお持ちの方は、どうやって学費を工面するか、どこか借りられるところはないか、一番の悩みだと言います。

お金がないために、子供たちが十分な教育を受けられないとすれば、子供たちは社会に出る前から格差を背負うことになってしまいます。

県内の自治体で独自の奨学金制度を持っていないところは、仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、そして多賀城市の五つの自治体だけです。月3万円の奨学金制度を、高校から大学まで、各学年30人に支給するとした場合、金利2%の外部資金を利用すれば、市の負担は利子の補給分だけで、151万円で奨学金の運営ができる計算になります。近隣自治体並みの月3万円の奨学金制度をつくっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（根本朝栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原 清議員の質問にお答え申し上げます。

まず最初に、水道事業についてでございますけれども、収益的支出か資本的支出かの判断は、支出の効果が耐用年を延ばすか、機能の改善・改良をもたらすものは、資本的支出、これに対して耐用年数が延びず、また原状回復を目的とするものは、収益的支出とされております。

御質問の内容は、平成 19 年度予算計上の市川配水池の耐震化修繕工事とマッピングシステム導入業務についての計上区分と思われそうですが、市川配水池の耐震化修繕工事内容については、耐震化のための補強工事と、工事期間中、配水池が長期間にわたり使用できなくなることから、配水コントロールを行うための附帯設備工事並びに経年劣化に伴う内外面補修工事となっております。

補強工事につきましては、耐震の機能強化は図れるものの、工事内容がコンクリート底盤の厚さ不足を補強するための平均厚さ 70 センチの増打ちコンクリート工事であり、配水池の有効水深が少なくなるという機能の縮小の両面を持つ工事であり、耐用年数の延伸並びに機能改良の両面から判断し、収益的支出と判断したものでございます。

また、全体工事費の 7 割以上を占める附帯設備並びに内外面補修工事については、工事期間中の代替施設、原状回復を目的とするものであり、収益的支出に計上すべきものであり、トータル面から判断し、収益的支出に計上したものでございます。

マッピングシステム導入委託業務については、紙ベースでのデータを電子化するものであり、電子化により新たな機能がつけ加えられるものでなく、今後の作業の利便性が高まる内容であり、収益的支出に計上したものでございます。

次に、水道料金の引き下げ関係でございますけれども、前回の仙南仙塩広域水道の料金改定は、料金の急激な高騰を避け、かつ将来への負担の持ち越しを極力少なくするため、稼働率を段階的に引き上げ、償還期を迎えた企業債の一部について、総務省から新たな企業債の許可を得て、実質的な負担の繰り延べを図ってきましたが、平成 17 年度以降の起債許可が得られなくなったことにより、財源不足が生じたこと。

さらには、早急に稼働率を 100%にすべきとの指導を受けたことにより、受水料金の改定等に大きな影響を与えたものでございます。

県は、この財源確保として、内部留保資金などを可能な限り充当する、これは更新時の内部留保資金をつぎ込むということでございますけれども、その一方、建設設備更新費等の年次計画の見直し等により、料金の抑制を図り、現行の平成 21 年度までの料金、平成 22 年度からの 18%値上りの料金について示されたものであります。

これまでの間、県は経営健全化計画により、人員の削減、企業債の借りかえ等により改善を図ってはいるものの、平成 2 年の通水開始から 17 年以上がたち、施設の更新時期を迎えているにもかかわらず、更新計画が見込まれないこと。平成 22 年度以降の水需要計画が定まっていないこと、公的資金補償金免除繰り上げ償還制度の見込みが立っていないことなどの不確定要素のある中で、水道料金の引き下げを行うことは、企業の継続性や料金水準

の平準化を損なうものでありますが、市民へ与える影響も大きいことから、それらを見定めて検討してみたいと思います。

次に、水道・下水道料金の基本使用料の減免についてでございますけれども、本質問につきましては、平成 19 年第 2 回定例会において質問され、回答申し上げているところでありますが、水道事業は、独立採算制を経営の基本原則として、経営に関する費用は受益者負担の原則が図られております。

地方公営企業法では、料金の決定原則について、原価主義によるべきこと、地方公営企業は受益者を特定し得るものであり、受益の程度に応じて公平に負担金を徴収し、その費用を賄うもので、また、その性質上、企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費については、別途、地方公共団体の一般会計において負担するものとされております。

このような観点から、御質問の非課税世帯に係る減免の実施については、本来、企業が負担することは不適當であり、減免を行った場合、減免相当額分を一般会計が負担することになります。

さらに、本市では、下馬地区、笠神地区及び丸山地区の一部が塩竈給水区になっているため、制度上での不均衡が生じてまいります。

本市の今後の財政状況を勘案しますと、基本であります受益者負担の原則を崩してまで、水道料金及び下水道使用料の基本料金の減免を行う考えはございません。

私からは以上でございます。3 番目の奨学金制度については、教育長から答弁させていただきますので、御了解ください。

○副議長（根本朝栄）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3 点目の御質問については、私の方から御回答を申し上げます。

市独自の奨学金制度をつくられたいとの御質問でございますが、これにつきましては、平成 18 年第 4 回定例会におきまして、（5 文字削除）○○○○議員にもる御回答申し上げますとおり、独立行政法人日本学生支援機構、いわゆる旧日本育英会でございますが、この制度の活用もできることから、現在のところ、市独自の制度をつくる考えはございませんので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○副議長（根本朝栄）

1 番柳原 清議員。

○1 番（柳原 清議員）

まず、企業会計の 3 条予算と 4 条予算の区分の件についてですが、耐用年数が延びるわけではないから、3 条予算に計上しているというお答えでしたけれども、私はやはり、企業会計では、茶わんであるとか机だとか、電話とか、そういう細かいものまで資産に計上して、4 条予算で減価償却をすると、こういうふうに決めているという点から考えましても、この 6,000 万円に及ぶ工事が、耐用年数が延びるものではないから、これは資産ではなくて修

繕費だということは、私としてはちょっと理解しがたいことなのではございますけれども、やはり内容と同時に、金額の点でも、何千万円という単位の金額の場合は、その年度での利益から出すということになりますと、水道料金が際限なく値上がりしてしまうという、そういう金額の大小にかかわらず、その年度で処理していいのだということになりますと、それが水道料金にはね返ってきてしまうという、そういう点も考慮する必要があると思います。

その点で、企業会計はそれを資産として取得して、長い耐用年数でこの減価償却をするという、そういうふうな考え方に基づいて経理をしているというふうに私は理解をしておりますので、この点については、また検討していただきたいというふうに思っております。

また、第2番目の、水道料金の件でございますけれども、市長の方から、市民の負担を考えて、検討するという御答弁をいただきました。市民の暮らしが日々大変になってきている中で、できるだけ引き下げる方向で利益を市民に還元していただければと、こういうふうに思っております。ぜひ市民の利益を考えて検討していただけたらと思います。

水道・下水道の基本料金の減免についてであります。受益者負担の原則から言えば、一般会計から繰り入れるほかはないという御答弁で、財政上、今厳しいので、それはちょっと考えられないという御答弁でしたけれども、私も、対象者すべてに自動的にこの減免をしてほしいと言っているわけではございませんで、申請した方のみを考えた場合、それほど大きな負担にはならないと思います。

また、私は、この減免の要綱をつくるのが大事だと思っております。水道は使わないで済ますということができない。生きていく上で不可欠なライフラインでございます。非課税世帯ということは、憲法第25条に基づいて、国民の生存権を保障するために税制に具体化されたものであります。市民の命を守るということから考えても、生活が苦しい非課税世帯は、基本料金だけでも減免すべきと考えておりますがいかがでしょうか。

最後の、奨学金についてであります。多賀城市の社会福祉協議会の奨学金制度は、月5,000円ということで、今どき5,000円では少な過ぎて、申し込み者が少ないという状況です。最初から借りたいと思う人が出てこないというのは、やはり当然だと思いますし、県の社会福祉協議会の制度は、貸し付けの対象者が非課税世帯に限られ、連帯保証人も必要だということで、対象になる人が限られます。

また、県の育英奨学金制度は、支給の学力基準が厳しくて、相当優秀な生徒でなければ対象になりません。既存の制度はいろいろ使いにくい面がありまして、利用したくてもできない方も多いと思います。

市独自の奨学金制度があれば、利用者もふえると思いますし、要は使いやすい制度にすることではないでしょうか。本当に困っている人に使ってもらえる制度にすることが大事だと思います。

貸したお金は返ってくるわけですし、その間の利息を市が補給すればいいことで、少ない予算で喜ばれる制度ができると思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。以上、答弁をお願いいたします。

○副議長（根本朝栄）

1、2の答弁も求めてよろしいですか。水道事業についての(1)、(2)の答弁はよろしいですか。（「答弁を求めます」の声あり）

市長。



○市長（菊地健次郎）

最初の件ですけれども、たまたま、この間皆さん方にお話しした行財政経営アドバイザーの天明先生からの御意見を伺ったものがございますので、参考資料としてちょっと読ませていただきます。

「耐震化補強工事については、機能の改良度と劣化度を加味して、改良度が大きければ資本的支出、劣化度が大きければ収益的支出と判断し、改良度と劣化度が拮抗していれば、機能の改善は見られないこととなり、収益的支出になる。

しかし、実務上、この差が僅少であったり、その評価が困難であれば、保守主義の原則から見て、資本的支出とはせず、収益的支出とするのが望ましいと判断する。なお、附帯工事並びに内外面補修工事については、収益的支出とするのが妥当」との回答をいただいております。

また、マッピングシステム導入業務についてですけれども、「電子化により新たな機能が加えられるのであれば、資産性が認められ、資本的支出の予算として計上することは可能である。しかし、今後の作業利便性が多少高まる程度であれば、資本的支出と認めることは難しい。資本的支出とすることは、費用化を先延ばしすることであり、保守主義の原則から見れば、効果が次期以降に及ぶことが明白でないものは、単年度の収益的支出とすることが望ましい」という回答をいただいております。参考になればということでございます。

2番目の、水道料金の引き下げは、検討されたいということで御質問いただきましたけれども、私の方から、それを見きわめて、検討してみたいということで、これではよろしいのではないかというふうに思います。

3番目につきましては、これは、減免については、私もそうなのですけれども、笠神、下馬地区というところもありますね。多賀城市の水道を使っていないところもありますし、その公平を図るという意味合いからも、ちょっと今のところ、これはできないということで御答弁させていただきたいというふうに思います。

○副議長（根本朝栄）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

奨学金というふうなことでございますが、御存じのように、旧育英会の独立法人日本学生支援機構というふうなものがございまして、これは1種と2種というふうになっております。

1種について、これまで、この旧育英会の時代には、向こうの方ですべて判定をするというふうなことになっていたのですが、現在は、3.5というふうな基準はあるものの、学ぶ意欲と、そういうふうなものを勘案して、校長が決定をして、申し込めば、そのとおり支給されるというふうに、非常に緩和されております。

それから、その第2種の支援のことについては、この要件も非常に緩和されて、学力基準はほぼないというふうに変っておりますので、私の立場からすれば、三者面談あるいは進路指導等々において、そのような配慮が十分できるように、私の方からもお話ししておきたいというふうに思います。

その他、社会福祉協議会等々がございますので、この点についても学校の方に十分周知したいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○副議長（根本朝栄）

1 番柳原 清議員。

○1 番（柳原 清議員）

ただいま、マッピングシステムの方で、これは大して利便性が向上するものではないからという、今お答えがあったように思いますが、そういうものに四千数百万円、4,200 万円ですか、そういう莫大な金額をかけるものが、多少利便性が向上するだけだということは、ちょっと私は、それだけお金をかけて、それだけの効果があるということではなければ、それだけお金をかける意味がないのではないかと。今、答弁を聞いていてちょっと感じました。

あと、市川配水池の場合は、そういう内容から見れば、修繕と改良と半々であって、どちらの費用に入れてもいいような、そういう内容面の場合もあるかとは思いますが、そういう金額とか、その使う市民の、その配水池がこれから 30 年間にわたって使い続けられるわけですから、その途中で転出される市民の方もおられるわけですから、そういう市民の負担の公平性という観点から考えても、私はこれは資産として、4 条予算として計上した方がいいというそういう意見は持っております。

あと、減免についてでありますけれども、笠神地区など、多賀城の水を使っていない方も確かにおりますが、そういう方については、やはり塩竈市の方と多賀城市の方でいろいろ交渉すれば、何とかなる問題ではないのかと私は思っておりますので、これも引き続き検討していただけたらと思います。

また、奨学金ですけれども、やはり私は、いろいろ県の制度もありますけれども、市民に喜ばれる、市独自の施策としてこういう奨学金制度があったら、多賀城は子育てに力を入れているいいまちだということも、市民の皆さんに評価をされるのではないかと思います、わずかな予算でできるわけですから、これはぜひ前向きに検討していただけたらというふうに思っております。以上で終わります。

○副議長（根本朝栄）

15 番松村敬子議員の登壇を許します。

（15 番 松村敬子議員登壇）

○15 番（松村敬子議員）

通告に従い、質問させていただきます。

初めに、農業振興について質問いたします。

農業は、日本人の主食である米を初め野菜や肉など、食生活に欠かせない産業であります。食料・農業・農村基本法の第 2 条第 1 項には、「食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって良質な食料が、合理的な価格で安定的に供給されなければならない」とあります。

しかし、現実には、日本が経済成長を遂げていく中で、国内総生産全体に占める農業総生産のシェアは、1960年度の9%から1997年度には1.2%へと、経済における農業の地位は低下し、自給率は平成15年度から40%台で推移し、低下しております。

農家人口の長期減少、輸入農産物の増加と農家の高齢化の進行が重なって、日本の農業は厳しい状況に置かれております。

都市農業という言葉が一般に注目されるようになったのは、日本経済の高度成長と1968年の都市計画法制定、いわゆる線引き政策を背景として、急速に膨張する都市化とともに出てきた言葉であると言われております。

例としては、京浜地区、京阪神地区、中京地区など、三大都市ゾーンの農地が挙げられ、急速に拡大する都市化の波の中で、島のように取り残された農地で農業を営むことを余儀なくされたことから、都市農業は一つの地域農業の概念と言われております。

こうしたいわば残地農業を都市農業とみなし、都市の産業集中化と線引き政策によって生み出され、いずれ消えゆく運命を担った農業であると思われてきました。

しかし、都市農業は、最近、残地農業などではなく、都市地域の中で計画的農業として、多面的な機能と生活環境保全として、重要な役割を担っていることが再確認されてきております。

都市農業は、市場距離の近い消費者に、新鮮で安全な農作物を供給するとともに、都市生活にとって貴重な緑や自然空間など、農村景観、風景による潤いのある生活、快適な生活環境を提供するほか、市民との交流を通じたコミュニティの形成、災害時の緊急避難場所など、多面的な機能を担っております。

また、小学生などに向けた自然教育の機会、都市住民、団地住民などに土に触れる機会を提供する等、多様な機能と役割を持っているのが都市農業の特徴であります。

農業が都市と調和し、共存していくものとして、新しい都市農業のあり方が求められております。

もう少し言いますと、これまでの地域農業は、どちらかといえば生産を中心とした農業であったと言ってよいと思います。しかし、単なる生産のための産業という以上に、地域の人々の生命と生活を守る産業であるというところに、大きな意味を持っております。後者の安らぎとしての農的機能は、都市住民の職場や仕事から解放されて、農村の風景を共有したり、自然の中にリフレッシュすることができたり、また、余暇時間を利用した市民農園、貸し農園による野菜づくりなど、現代ストレス解消の一つとなっております。

こうした意味で、都市農地と農業は、私たちにとっての生活の共有資源であり、地域社会のみんなで維持していくべきものではないでしょうか。

このような状況から、近年、まちづくりを進めていく上で、都市農業の果たしてきた役割が再評価されるようになり、身近な農地・農業をできるだけ残してほしいとの、地域住民の要望があるのも事実です。

このような観点から、市民共有の財産として農地・農業を後世に残すことが、まちづくりの重要な課題であると考えます。

しかし、農業者の現状は、農業収入を主として生計を立てている主業農家はごく一部にとどまっており、大半の農家は、アパート、マンション、駐車場等からの不動産収入、あるいは農外就労からの収入に依存しながら、農業経営を継続しているというのが実態であり

ます。不動産収入や農外就労による農外収入があるからこそ、都市農業・農地が維持されているのが現状であります。

また、現実の問題としては、農業経営者の高齢化や後継者の問題など、長期的な農業継続に不安のある農家もあり、その数は後を断たないため、転業する農家も少なくありません。都市農業は、今とこれからの問題に挟まれて、大きな転換期に差しかかっていると言えます。

しかし、多くの都市農業者に共通していることは、農業者としての意識と誇りを持っていることであり、地域に対する愛着も強く、できれば農地を手放さず、農業を続けたいと思っている方がほとんどであります。

ゆえに、このような日本の農業の現状に危機感を持ち、農業の大切さ、振興、見直しが今、叫ばれ始めているのであります。

また、これからの農業は、単なる食糧生産の時代から、農業・農村の持つ多様な機能を生かし、都市住民・消費者の心をつかむグリーンビジネスへの時代と大きく変化しており、観光農業はその最先端に立っていると言えます。

こうした実情を踏まえ、都市農業・農地維持のための課題を整理すると、農地としての維持は、農業者個人の努力ではどうすることもできない状況に置かれています。今こそ、行政による抜本的な都市農業振興策の確立が求められております。

そこでお伺いいたします。

まず、本市の基幹産業の一つである農業の現状はどのようになっているのでしょうか。

2点目に、都市農業の課題と振興策、そして観光農業についての御所見をお伺いいたします。

次に、まちづくりについてお伺いいたします。

初めに、本市の史都としての、歴史・文化的深さ、価値については、過去にさまざまな機会でご述べておりますので、あえてきょうは省略いたします。

今、まちづくりは地方自治体の大きな課題であり、そこには当然地域資源の魅力の発掘と活用が求められています。

そこで、本市には、他市には類を見ない資源である特別史跡区域があり、その活用は以前から求められておりました。

そのような中、10年前の平成9年3月に、「特別史跡多賀城跡建物復元管理活用計画書」が策定されました。この書は、市民の代表、学識経験者、庁内各部署の代表メンバーにより、約1年の期間をかけつくられております。

その主な内容は、外郭南門と政庁南面大路復元をメインとした、周辺環境整備計画であります。多賀城跡の立体復元について初めて取り上げられたのは、昭和60年から62年にかけて策定された特別史跡多賀城跡附寺跡第2次保存管理計画の中においてであります。ここで初めて関連計画として取り上げられましたが、具体化はされませんでした。

しかし、平成元年に交付された「ふるさと創生資金」を、史跡のまち基金として積み立てが始められたことを機に、平成2年に策定された第3次多賀城市総合計画で、重要な施策として立体復元計画は位置づけられました。

それにより、多賀城跡立体復元整備事業検討委員会が立ち上がり、多賀城第2期南門と築地塀の復元、そして政庁跡から南門地区の5ヘクタールを整備することが結論づけられ、平成6年に設計書がまとめられました。

さらに、それに基づいて、平成9年により広域的につくられたのが特別史跡多賀城跡建物復元管理活用計画書であります。

また、それに呼応するかのように、平成10年、「史都 多賀城の郷」をテーマに、多賀城市観光基本構想・基本計画が策定されております。これは、政庁跡、多賀城碑、多賀城廃寺跡などを、日本の歴史上重要な、卓越した歴史・文化資源の存在と、観光資源のメインとして位置づけ、魅力ある観光地としての観光基本計画書がつけられました。

それから約10年、二つの計画書はいまだ具体化されておられません。むしろ中央公園の整備計画は、平成15年にスポーツ公園風に計画変更され、観光地としての体裁から後退しているのが現状ではないでしょうか。

この間、社会環境の大きな変化により、観光産業は地域振興策として、日本及び東北においても主流になろうとしております。どの自治体においても真剣に取り組みがなされているのが現状です。

しかし、残念ながら、本市におきましては、さまざまな理由から、計画整備の取り組みがおくれているのが現状であります。

しかし、むしろそれを前向きにとらえ、すべてこれからのわけですから、もう一度計画を見直し、訪れた人に感動を与え、地域間競争に勝てるような、遠の朝廷にふさわしい、グレードの高い歴史公園を目指すべきではないかと考えます。

そのために、観光客の動向とニーズを見据え、中央公園と政庁跡を含めた総合的なランドデザインをもう一度検討し、目標値を明確に決め、計画的にスピードを上げ、基盤整備を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

そして、南門等の復元については、現在厳しい財政状況の中から、なかなか具体化できない状況も理解できるところであります。

しかし、多くの皆さんが、「史都 多賀城」のシンボルとして待ち望む南門の復元が、一日も早く実現できるよう、(仮称)「南門等復元募金実施要綱」を策定し、多賀城の魅力をさらに多くの市民、日本、そして世界に発信し、募金の協力を呼びかけてはどうかと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

以上、私の質問に対しての市長の意欲のある、前向きな答弁を期待いたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長(根本朝栄)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

松村敬子議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、農業振興についてでございますけれども、本市の農業の現状を平成17年の農業センサスの数値で見ると、農家数は378戸で、その内訳は、専業農家が32戸、第1種兼業

が 17 戸、第 2 種兼業が 238 戸、自給的農家が 91 戸となっており、農家 1 戸当たりの経営面積は 1.07 ヘクタールとなっております。

また、この 10 年間の農業の状況は、農家戸数で 65 戸、経営耕地面積で 132.9 ヘクタールの減少となっております。

その反面、県内の生産占有率で 12.5%の花壇用苗物類や、7.6%の鉢物類、3.2%のバラなど、集約的な農業経営を行っている農家も市内に存在しております。

国の経営所得安定対策大綱の品目横断的経営安定対策により支援される認定農業者は、経営面積が 1 戸当たり 4 ヘクタール以上となっております。単純に計算すると、4 戸の農家の経営面積が必要になります。これは農協組織が進めている集落営農についても、農地提供農家と農作業の受託農家に分かれなければなりません。

このことから、意欲ある農家に生産基盤である農地を安心して貸せるシステムを構築し、農地を集約することと、集約的な農業へ転換する農家などを支援し、自立した農家が育成されるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、都市農業の課題と振興策とのことですが、本市は、大消費地の仙台都市圏と恵まれた立地条件にあることから、土地利用型的水稲単作から野菜、花卉等の施設園芸も組み入れた経営への転換を推進しております。

近年、特に消費者から、「食の安全・安心」が求められていることから、農薬、化学肥料の節減や、環境に優しい米づくりと、付加価値の高い農産物の生産をするため、EM ボカシ肥料の施用や普及に、JA 仙台と一体となって努めてまいりたいと思っております。

次に、観光農業の所見とのことですが、畑は宅地の間に介在し、農家住宅も一般住宅と混在しており、農村風景としての趣を醸し出して集客することは、難しいと思いますが、仙台近郊の地理的特性と加瀬沼公園や史跡公園の自然型観光レクリエーションの場としての整備計画に合わせ、市内で生産された安全・安心で新鮮な農産物を提供できるような、環境の整備と販路拡大の方法についても検討してまいります。

次に、まちづくりについてでございますけれども、政庁跡のある特別史跡区域をも含め、一体化したランドデザインの再検討につきましては、特別史跡多賀城跡の整備の核となる第 2 次保存管理計画書が、策定から 20 年近く経過していることから、見直しが必要であると考えております。

したがって、第 3 次の保存管理計画を策定した後に、特別史跡多賀城跡建物復元等管理活用計画書の見直しの検討を行ってまいりたいと思っております。

その際には、特別史跡周辺に計画されている各種都市計画事業等と整合を図りながら、検討していきたいと考えております。

次に、南門復元につきましては、財政状況だけではなく、周辺の発掘調査の実施、進展も踏まえて具体化すべきものと考えておりますので、現在のところ募金については考えておりません。

この間、全史協（全国史跡整備市町村協議会）の臨時総会が東京であったのですが、奈良の市長さん、それから太宰府の市長さんと私と 3 人で、いろいろなことを話してまいりました。

奈良で、今、多賀城であれば正殿ですね、政庁の真ん中の、奈良で言えば大極殿ですか、これを 100%国費でやっているのです。太宰府の市長とも話したのですけれども、三大史

跡ですから、多賀城も、できれば太宰府も、一緒になって、国の金で、全額国費でやってもらえるように一緒にやりますかという話をしてまいりました。

前に、たしか補助率で、私自身も市議会議員のときに、ここの場で、これは南門復元をやった方がいいとか、やらない方がいいとか、かんかんがくがくやったことがあるのです。私は、あのときは、やらない方がいいのではないかというふうな思いはしていたのですが、やはりシンボリックなものが必要であろうという思いは、私もわかります。

ただ、募金実施要領までつくってやるのは、今ちょっと、それをやってしまいますと、市がその辺のことをやってしまいますと、もう完全に何年か後には復元しなければいけないということが、もう既定路線として決まってしまうので、今のところは、募金の要領まではちょっとできないというふうに思っております。

○副議長（根本朝栄）

15 番松村敬子議員。

○15 番（松村敬子議員）

御答弁ありがとうございました。

最初に、農業振興についてまたお伺いしたいと思います。本市の農業の現状も、やはり下降の一途というのですか、農地とか農業従事者もどんどん減っているというような状況で、やはり皆さんの苦悩は同じかなというふうに思います。

でも、本市は、約 20 平方キロメートルくらいの地域に、農地が約 370 ヘクタールといいましたか、6分の1か5分の1かぐらいだと思うのですが、その農地を占め、また人口密度も高く、100万都市に隣接している地ということからいきますと、やはりもう都市農業としてのまち農業ということは、否めない事実だと思います。

いろいろな農協とか県とか、また国の指導を通して、農政課の方もいろいろ振興に向けて頑張っていらっしゃるところは、私も理解するところであります。

先ほど言いましたように、やはり都市農業の置かれているいろいろなこれからの存在意義というのですか、また、そういうことからいっても、やはりその振興施策というものを、市独自として、やはり宮城県でも多賀城というのは、またほかのいろいろな、北部の方にもいろいろな農業地域がありますけれども、多賀城はやはり都市農業という視点から、やはり本市独自の施策というのも大事ではないかというふうに考えます。

それで、やはりそういう地域が、先ほど言いましたように、関西とかあちらの方が重点的なのですが、やはり市とか県独自でいろいろな施策をやって、条例などもつくっております。

それで、やはりその農地を保存するとか活用するということから、やはり市民の理解とか、そういうものも得なければならないということから、大阪の方でなのですが、市民全体にアンケートをとって、やはりこの農家の、農空間というものを守り、生かしていくためには、市民全体で支えることが求められるということから、市民の意識調査をやって、市民がどのように考えているかというのをとりまして、それでいろいろな条例をつくっております。

その結果、やはり農空間として守るべきだというのがほとんどの御意見、半分以上の方の御意見であったと。そして、やはりそれを守るのは、農家の方だけではなくて、住民全体

でそこを守るべきだというのが、回答の中にあったというふうにデータとして聞いております。

それに基づいて、その大阪版の農業認定者制度を確立して、地産地消のやはり促進とか、直売所の促進とか、エコ農業とかボランティア農業を推進するとか、いろいろな施策をそのまちで独自に取り組んでいる地域もあります。

あと、空間保全地域制度ということで、その遊休地をどういうふうにして地域で利用するかとか、市民農園をもっと拡充していくとか、そういうようなものを具体的にやっている自治体もありますので、やはり本市も地域の資源として、この農空間の保存、活用に向けて、多賀城版の取り組みを盛り込んだ条例制定の研究とか、あと物産館、農園、体験農業などを目指した観光農業の推進策にも、あわせて今後もっと力を入れて、検討すべきではないかというふうに考えます。その辺に関しての市長の御所見をもう一度お伺いいたします。

次に、まちづくりについてであります。まず、ランドデザインについての提案ですが、今は第2次保存管理計画に沿ってもうやっている。それが20年たったので、もうそろそろ第3次を考えていきたいということで、それを終えたら、全体的なランドデザインをやりたいというふうなお話でありましたけれども、では、その第3次保存管理計画をいつごろにやる予定なのか。いつから取りかかる予定なのか、それを聞かせていただきたいというふうに思います。

あと、基金の創設について、先ほどの御答弁ですと、南門復元がまだ至っていないのは、資金の問題だけではないということでありました。そのほかに、もう少し具体的に、どのような課題があって、私の目から見ると、移転も進み、もうあの辺、政庁から外郭南門に向けて、大路もしっかり立ち退きも終わって、非常に景観もよくなっておりますので、ちょっと私にすれば、どのようなことで、経済的課題以外に、資金以外の課題で、どのような理由でまだまだ検討できないのかということ、その理由をお伺いしたいというふうに思います。

○副議長（根本朝栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の農業問題でございますけれども、私自身、今、約300町歩ぐらいですか、田んぼがあるわけです。将来的にもこれは減らせないだろうという思いがあるのです。やはりいろいろな景観的な問題もありますし、農業をやっている方々もあります。一生懸命やっている方もいますし。

ただ、多賀城農業として見れば、大郷とかほかのところに行って、もう大郷あたりだとたしか100町歩ぐらい田んぼで耕作しているところがあるのです。

ですから、大きな意味で言えば、第5次総合計画、これは平成20年度あたりからこれに着手していかなければいけないという中で、第4次が22年度に終わりますので、その中でやはり農業のあり方についても、抜本的な見直しも考えるべきではないのかと。それと、都市計画玉川岩切線ですか、県道が、あれができ上がりますと、やはり市土計画、市の土地の利用計画ですが、その辺も含めて、都市計画の見直しということも当然想定しなければいけないものですから、その中で考えていくべき問題かというふうに思っております。



ただ、多賀城の農業のあり方については、先ほど申し上げましたように、ハウス栽培などで、花など、あるいはバラをつくったりということで、宮城県での占める割合が非常にそれなりの位置を占めているものですから、やはりそちらの方に特化する必要性もあるのではないかというふうに思っています。

当然、大消費地の仙台市が身近にあるということもあって、その辺の戦略性も考えながら、農家の方々と一緒になって、ただ、条例化というのは、ちょっといかがなものかというふうに思いますけれども、そういうふうな戦略も練りながら考えてみたいというふうに思います。

それから、次の第2次保存管理計画ですけれども、これは平成21年ぐらいから変えなければいけないということで、20年近くたっていますので、これも20年度あたりから手を付けていかなければいけないだろうというふうに思います。

南門復元につきましては、これは恐らく、わかりませんが、15億円から20億円かかるのではないかと思います。全体的に言いますと、どのぐらいの補助金がつくか、下手すると多賀城市で7億円も8億円も負担してくださいなどというふうなことになるなら、これは今、財政内容が、当然、松村議員もおわかりのとおりでございますので、とてもではないですけれども、やはりここ五、六年は、もうじっくりと考えながらやるほかないかというふうに思っています。

○副議長（根本朝栄）

15番松村敬子議員。

○15番（松村敬子議員）

まず、農業振興に関してですが、市長としても、多賀城の農業の農空間というのですか、そこを将来的にも保存していきたいということでありましたので、ぜひそれを、大変な資源であると思いますので、今後、本市の産業振興の一つとして、施策として、ぜひ活用していけるように、今後より検討、施策をお願いしたいと思います。

あと、今お話ありました第3次保存管理計画を、来年あたりから、来年から検討するというお話でしたので、やはりスピード感を持って、ぜひお願いしたいというふうに思います。

そうしますと、それをやってから、あと前の中央公園も含めたランドデザインも考えなければならぬ、というような答弁だったと思いますが、それでよろしかったのでしょうか。

あと、もう一つ、私が考えるランドデザインというのは、特別史跡の政庁を含んでいる、県道泉・塩釜線がありますが、あそこから向こうは、文化庁といいますか、文化財関係の所管だと思うのです。そして中央公園、泉・岩切線からこちらは中央公園として指定されていますね。踏切との間。そして一部特別史跡なのですが、中央公園として都市計画の中で公園指定されております。特別史跡なのですが、

私が思いますのは、政庁の特別史跡、いわゆる岩切・泉線の上ですが、政庁跡付近を含む特別史跡区域がありますが、そちらの方も、将来的に公園としての網かけをして、整備をされたらいいのではないかというふうに思うのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。言っている意味がわかりません。

私も、県の文化財課の方に行って確認したら、それは市の意思というのですか、市がそういうふうな方向でやっていくということが一番大事であると。県から、「こうしな

い、ああしなさい」ということはできないと。ですから、まず、できるかどうかわからないのですけれども、まずそういう方向での動きをして、立体的な歴史公園としての整備、ランドデザインの整備を考えるべきではないかというふうに思いますので、その辺はどうかと思います。

先ほどの南門の基金の件なのですけれども、私の聞き間違いかどうかわかりませんが、基金を設けない理由というのは、基金の創設を考えていないという理由に、いわゆる財政の問題だけではないというようなお話を私ちょっと聞いたので、先ほどそのような質問をしたのですけれども、やはり今の御答弁によりますと、財政的なものが一番のネックなのかなと思います。

そういう意味からいきますと、私もお話ししたことがあるかと思いますが、やはりほかの自治体で、熊本などは、熊本城などの復元に向けて、市長みずからそういう基金を創設いたしまして、約10年間かけて、皆さんに「1口城主」というのを提案されまして、発信しまして、約10年間で13億円ですか、の基金が集まった実例とか、あと名古屋城なども、復元するのに、皆さんに呼びかけて、ここは100億円以上のお金が集まったというそういう事例もありますので、やはり、もし財政的なものが厳しいというのであれば、そういうふうな方向でやっていくということが、南門を復元する近道になるのかというふうに思いますので、財政が厳しいのにやらないというのは、私もちょっと理解ができないという部分なのですけれども、その辺のお考えをもう一度お願いいたします。

○副議長（根本朝栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほど言った第2次保存管理計画関係については、平成21年から、要するに、20年と言ったのは、それなりの準備もあるだろうという思いで言ったわけでした、21年からということ、訂正させていただきます。

それから、今の熊本、名古屋の例を出されましたけれども、一番はやはり財政難ということで、これは一番肝心かなめのございまして、ただ、熊本と名古屋とかということであれば、これはやはり多賀城市とはちょっと規模的にも違うと私は思います。これは後でじっくりいろいろ話をしたいと思いますけれども、規模的にも違いますし、多賀城市だけで集めるということは想定しないとは思いますが、この辺のことについては、ちょっと難しいのではないかと、私自身は今感じています。

ちょっと公園のことについて、副市長がいろいろ携わってきているところもありますので、副市長から答弁させます。

○副議長（根本朝栄）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

それでは、松村議員から御質問の、特別史跡の区域、それから中央公園のいわゆる公園区域、それらを、特別史跡の区域を公園の区域に含めて整備したらいいのではないかということなのですけれども、現在の制度上は極めて難しい状況にあります。

そういうことで、何とかそれを打破しようということで、ことしの7月に、市長に、国土交通省、文化庁にまで出向いていただきまして、何とかその制度改正ができないかどうか、

お願いをしているところです。その制度がうまく運用できるようになれば、その時点で、また改めて詳しく御説明申し上げたいと思っております。

○副議長（根本朝栄）

ここで休憩いたします。再開は 11 時 30 分といたします。

午前 11 時 17 分 休憩

---

午前 11 時 30 分 開議

○副議長（根本朝栄）

再開いたします。

10 番藤原益栄議員の登壇を許します。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

私の質問は 5 点であります。

第 1 は、本年度より削減した無認可保育所への補助金をもとに戻していただきたいというものであります。

御存じのとおり、市はことし保育所関係の補助金をさまざまカットいたしました。無認可保育所の 3 歳以上の児童への補助金カット、延長保育、乳児保育を行っている私立保育所へのカット等であります。

予算委員会の際、特に、私は、無認可保育所がどんなに大変な運営をしているのかをるるお話ししまして、市長に再検討を迫りました。これに対し、市長は、「現状をよく把握していないので、現状を見た上で判断させていただきたい」という旨、答弁をしております。

私は、ぜひ来年度より、これらの補助金を、とりわけ無認可保育所への補助金をもとに戻していただきたいと考えますが、市長の見解を求めるものであります。

質問の第 2 は、職員の昼休み時間の延長についてであります。

この問題について、60 分から 45 分にしたいということが話題に出た際に、私どもは、岩手県庁あるいは盛岡市役所の例を挙げまして、周辺の飲食店から、60 分に戻してほしいとの要望が出ていること。職員へのアンケートでも、60 分に戻してほしいとの声が圧倒的であること等を紹介いたしまして、多賀城でこれを実施する場合に、職員の声をまず聞くことが大事ではないかと提起をさせていただきました。

しかし、皆さん方は、アンケートもとらないまま、45 分に強行をいたしました。職員の声、あるいは岩手県庁、盛岡市の例等からいたしまして、私は昼休み時間を 60 分に戻すべきではないかと考えますが、市長の見解を求めるものであります。

質問の第 3 点は、市の文化財行政の問題についてであります。

御存じのとおり、多賀城小学校、山王小学校の開校は、明治 6 年（1873 年）7 月でありまして、ともに来年は 135 周年を迎えることになってございます。

また、多賀城海軍工廠の開設は昭和 18 年（1943 年）10 月 1 日でありまして、来年は 65 周年に当たっているわけでありまして。

そういう区切りの年に当たっているわけですが、昭和 35 年ころまでの多賀城小学校、山王小学校の学校日誌、そして王子コンテナ株式会社、自衛隊内の海軍工廠遺跡を市文化財に指定し、教育委員会の責任で保存、調査等をやっていただきたいというのが質問の趣旨であります。

終戦後、役場の資料は大量に焼却処分をされたと言われておりまして、戦前の資料はほとんど残されておりません。その中で、多賀城小学校、山王小学校の学校日誌は、多賀城の現代史の宝庫とも言うべき内容を持っております。例えば、ことしは日中全面戦争 70 周年に当たっておりますが、実は、1931 年（昭和 6 年）から満州事変以後、実質的には戦争状態に入っていたわけでありまして、学校の生活はほとんど変化がありませんでした。ところが、昭和 12 年の 7 月以後、いわゆる日中全面戦争以後、学校にも大きな変化が出てまいりまして、出征兵士の見送りと英霊の出迎えが学校日誌に頻繁に出てくるようになります。

昭和 12 年 12 月 13 日には、南京占領を祝って、多賀城尋常高等小学校の児童が、同校から、当時高崎にありました役場の隣の招魂碑まで旗行列をしたことも、学校日誌等に記されてございます。

そして、戦死者が相次ぎまして、学校の校庭で戦死者の村葬が行われるようになっていきます。

さらに、多賀城小学校の日誌には、昭和 17 年 6 月 4 日の海軍による工廠用地の強制買い上げの様子も記されておりますし、昭和 18 年 9 月 22 日の工廠工員慰安の横綱照国の巡業の様子も記されてございます。

さらに、終戦末期になりますと、グラマンによる連日の空襲時間、敗戦の日の様子、また、終戦後は米軍の占領の様子等々も学校日誌等からわかるわけでありまして。

今後、個人の日記等も発見あるいは発表されることがあるかもしれませんが、これほど多賀城の歴史が、現代史が時系列的にわかる資料はほかに例を知りません。市文化財に指定をし、教育委員会が管理に責任を持つよう、以前も取り上げたことがありますけれども、市教育委員会の見解を求めるものであります。

多賀城海軍工廠関係の建物、構築物で、現在残っているのは、王子コンテナ株式会社内にある、機銃部の試射場の発射台部分及び陸上自衛隊多賀城駐屯地内の火工部の土塁及び作業場だけとなってしまいました。

言うまでもありませんが、海軍工廠は、陸奥国府多賀城とともに、多賀城を特徴づける二大要因でありまして、多賀城海軍工廠を語らずして、今日の多賀城を語ることはできません。その多賀城海軍工廠の建物、構築物がほとんど失われ、残っているのはさきに挙げた 2 点だけとなっております。その貴重な建物、構築物である上記 2 件につき、ぜひ市文化財に指定をし、保存していただきたいと思いますが、この点についても市教委の見解を求めたいものであります。

質問の第 4 点は、城南地区の高さ無制限地区に、博物館の高さ程度に高さ制限を加えるべきだというものであります。

この問題については、9 月議会でも取り上げ、そもそも前市長自身が、「城南小学校程度の高さなら、景観破壊ではない」と答弁していた点に注目をいたしまして、前市長答弁からしても、50 メートル近いマンションはおかしいのではないかと指摘をいたしました。

それに対しまして、市長は、「経過がよくわからないので、把握してから答えたい」との答弁でありました。市長は、「歴史の道」の整備を打ち出し、具体化しつつあるわけですが、これはこれでぜひすばらしい整備をやっていたいただきたいと思います。

しかし、考えてみていただきたいと思いますというわけであります。幾ら道を整備いたしましても、目に入ってくるのは一体どういう景観なのかという点であります。私は、初めて多賀城に来て、歴史の道を歩く方々に、ことごとく、「あの建物は何か。どうしたのですか」と聞かれるのではないかと思います。幾ら歴史の道を整備しても、景観ぶち壊しの高層マンションをそのままにしたのでは、まさしく片手落ちではないでしょうか。

大体、この場所はどういうところなのかと。この高層マンションの東側を都市計画街路清水沢多賀城線が通っておりますが、当初、この計画は、東北本線の上を高架で越える計画になっておりましたが、特別史跡館前遺跡の関係で東北本線の下をくぐるように計画変更になった場所であります。こういう場所のすぐそばを、高さ無制限のままにしておいてよいものでありましょか。

先日お会いした東北歴史博物館の関係者の方も、大変残念がっておりました。ぜひ再考をしていただきますように求めるものであります。

質問の第5は、多賀城市の財政についてであります。

皆さん御承知のとおり、本市の経常収支比率は100を超え、実質公債費比率も18.3で、近隣市町と比べましても非常に悪い数値となっております。

平成18年度は、下水道会計を公営企業会計にいたしまして、下水道資本費平準化債の活用枠をわざわざ狭めて、下水道会計への繰出金をふやしたという問題があったにせよ、予想以上に悪い数値となっております。

近隣のある自治体は、病院に8億円も繰り出すなどしておりますが、こうした自治体と比べても悪い指標になっているのは、なかなか理解しがたいことであります。

これらの数値の悪さを、市当局としてはどのように分析をされているのか、御答弁を求めまして、私の質問とさせていただきます。

○副議長（根本朝栄）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原益栄議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、無認可保育所への補助金についてでございますけれども、認可外保育施設への補助金をもとに戻されたいとのことでございますが、多賀城市における認可外保育施設への補助金は、3歳未満児はもとより、3歳以上児に対しても市単独で補助対象にしております。

本年度より、3歳以上児に対する補助単価を児童1人当たり月額1,500円、年額にして1万8,000円への引き下げをお願いしたものでございます。

参考までに、県内の他都市の状況でございますが、仙台市を除き、認可外保育施設で3歳以上児を補助対象としているのは気仙沼市で、児童1人当たり年額2,000円、石巻市は年

額 1,000 円から 2,000 円、大崎市は年額 1 万 2,924 円であります。塩竈市、名取市、岩沼市及び角田市は、補助金の交付はございません。

なお、平成 19 年第 1 回定例会予算特別委員会において、認可外保育施設の現状等を把握し、判断する旨、回答したところでございますので、定例会の終了後、数力所の施設を訪問し、経営者等から保育状況及び経営現状についてお話を聞かせていただきました。認可外保育施設の増加等に伴い、経営は大変であることは認識いたしましたが、補助金の引き下げによる経営への影響は極めて少ないものと思っております。

つきましては、来年度においても、現在の補助基準による交付をしていきたいと考えております。

次に、職員の昼休み時間についてでございますが、職員の昼休み時間につきましては、本年 3 月までは、休憩時間 45 分、休息时间 15 分を合わせまして、実質的に 60 分の昼休みとしていたところでございますが、民間及び国家公務員の勤務条件に合わせることにし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正し、本年 4 月 1 日から休息時間を廃止いたしました。

これにより、昼休み時間は、休憩時間のみ 45 分となったところでございます。

その後、9 カ月たったわけでございますが、全国あるいは県内の自治体において、商店街や職員の要望等から、45 分の休憩時間の見直しが見受けられるようになり、本市においても職員から見直しを望む声がありましたので、10 月に全職員を対象とした、休憩時間についての意向調査を実施いたしました。

この結果を、本庁勤務者と本庁以外の勤務者で分析しますと、本庁勤務者では約 65%が 60 分を適切と回答しましたが、本庁以外の勤務者では、約 68%が 45 分を適切と回答しており、60 分に戻すことにより、勤務の終了時間が午後 5 時 30 分まで延びることに対する、意見の相違が出ていると判断しております。

この勤務時間につきましては、人事院から、民間企業の勤務時間が、公務員の勤務時間よりも 1 日当たり 15 分程度短くなっていることから、来年をめどに勤務時間の見直しに関する勧告を行うとの報告が出されております。

実現した場合は、休憩時間を 60 分としても、勤務の終了時間は現状どおりとすることが可能となりますので、この勧告の動向も踏まえて、休憩時間の見直しの時期を探ってまいりたいと考えております。

なお、この際には、あわせて勤務の実態を踏まえた勤務時間の割り振りや、休憩時間のあり方も検討したいと考えております。

次の、市文化財については、教育長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

4 番目の、城南地区の高さ制限についてでございますけれども、初めに、地区計画の原案作成前のお話をさせていただきます。

城南土地地区画整理組合設立後、城南地区は、旧建設省の補助事業である「ふるさとの顔づくりモデル事業」の地区指定を受けました。

この事業の実施に向けて、「ふるさとの顔づくり委員会」、これは参加者は大学教授、市都市計画審議会会長、組合理事、県都市計画課長、建設水道常任委員長、各部長などがございますけれども、その委員会を立ち上げ、同委員会は平成 11 年 3 月に、城南地区ふるさとの顔づくり計画書を作成しております。

その計画書をもとに、地区計画等の原案を作成するべく、城南土地区画整理組合では、「まちづくり検討会」、参加者は組合理事、組合総代、業務代行者、市でございますけれども、これを組織し、具体的な内容を検討したもので、城南地区の地区計画は、当時の組合員が一丸となってつくり上げたものと言えます。

城南土地区画整理事業は、史跡のまちにふさわしい、個性豊かな市街地整備を目指すために、組合員が中心となって取り組んだ事業でございました。

ちなみに、南北政庁大路の整備につきましては、城南土地区画整理組合設立の準備委員会の当時は考えておりませんでした。しかし、歴史を生かした魅力ある市街地形成を図るため、組合員の減歩にかかわることではありましたが、古代ロマン回廊の一翼として、南北政庁大路を整備することとされました。

このように、城南土地区画整理事業は、新たな公共施設の創設、文化財発掘等、組合員の協力がなければ到底なし得なかった事業でございます。

また、土地利用計画につきましては、城南小学校西側区域と新田上野線南側は、一部アパートは混在しておりますが、戸建て住宅の良好な居住環境を形成するため、高さ制限を設けることとしたものでございます。その結果、四、五階建てのアパートが乱立することなく、整然としたまち並みとなっております。

この高さ制限につきましては、既存宅地者の要望でもあり、組合員の願いでもありました。

一方、現在マンションを建設中の中高層住宅地区でございますが、当初計画、これは新駅が位置づけされていないところでございますけれども、そこでは一般住宅地として計画しておりましたが、新駅が設置されること、また、当該場所の土質が非常に悪いため、一般住宅向きではないこと、さらに、保留地として換地した場合の販売のしやすさを考慮し、高層住宅と一定規模以下の店舗を誘導するため、高さ制限を設けないことといたしました。

御質問の城南地区の地区計画は、以上のような経過を踏まえて作成され、そして引用されておりますので、現時点では高さ制限を設ける考えはございません。何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

最後の、多賀城市の財政でございますけれども、御指摘のとおり、平成 18 年度決算の各種指標を県内や近隣の各市町、仙台市を除く市及び 1 市 3 町と比較した場合、本市は、実質公債費比率と経常収支比率が高い水準となっております。

実質公債費比率については、9 月議会においても説明申し上げましたが、一般会計の公債費償還のピークが平成 20 年度に到来するため、公債費償還が増加傾向にあること、下水道事業会計や一部事務組合における公債費償還のピークも平成 19 年度に到来するため、公債費相当の繰出金や負担金が増加傾向にあることが大きな要因となっております。

また、経常収支比率につきましては、他市町と比較して特徴的なのは、経常的経費に占める繰出金や補助費等の割合が特に高くなっていることでございます。

職員人件費の縮減や各種手当の見直し、指定管理者の導入や民間委託の推進などにより、人件費や物件費等の経常的経費の抑制に取り組んでおりますが、下水道事業や一部事務組合に対する公債費相当の負担金等が増加していることが、経常収支比率等の指標を押し上げている要因であると考えております。

今後とも、これまで以上に事務事業の見直しなどにより、経常的経費の抑制を図るとともに、新たな財源の確保などにも取り組みながら、財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。

○副議長（根本朝栄）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

3点目について、私から御回答を申し上げます。

学校日誌につきましては、これまでの藤原議員の御質問を踏まえまして、本年8月、埋蔵文化財調査センターに保管をいたしました。

多賀城小学校については62冊、山王小学校につきましては70冊で、燻蒸処理も終わっております。

現在、1ページごとにデジタル撮影を実施しているところでございます。

今後、内容を整理いたしまして、市指定文化財とすべきかどうか、検討してまいりたいと考えております。

また、海軍工廠関連遺跡についてですが、市内、宮内所在の事業所内にある機銃部試射場跡、多賀城自衛隊内に残っている火工部土塁、これらにつきましては、現在、所在の確認にとどまっている状況であります。

今後、詳細な調査をする必要があると認識いたしておりますので、どのような体制をとりながら調査を進めていくべきか、今後検討していきたいと考えております。よろしく願います。

○副議長（根本朝栄）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

まず最初に、職員の昼休みの件は、職員の意向も踏まえて、あるいは国の基準等の動向もあるので、柔軟に考えていきたいということだったと思いますね。

その方向でやっていただきたいと思いますが、私は、やはりやるときに、既に盛岡市などでそういう問題が起きていたのです。45分にしたのだけれども、もう周辺の飲食店が売上げ激減して、60分に戻してほしいという要請を盛岡市や県庁にやると。職員からもそういう声が出ていたということが、既にその時点で問題になっていたのですね。そういう意味では、実施する前に、やはりきちんと職員の意向調査等をやっておけばよかったですのではないかとこのように思います。

ただ、今後の問題としては、柔軟に、実態に即した検討をやっていくということですから、そういう方向で進めていただきたいということです。この点については答弁は要りません。

それから、3点目の、文化財の問題なのですが、大変うれしいことなのです。答弁自体は、埋蔵文化財調査センターに既に移して、デジタル撮影をやって、中身の吟味もやると。その上で文化財に指定するかどうか決めるということですので、やはりそれは専門家といい



ますか、担当部署として、言われたから、「はい、指定します」というわけにいかないと思うので、やはりそういう価値があるかどうかという検討もしてやるということですから、これはうれしいことです。

ただ、私、この問題は1回、2回ぐらいではなくて、いろいろな機会に話をしてきたのですから、そうしたら、「あの件はそういうふうになりましたから」ぐらい、質問がなくても、ちょっと小耳に入れるぐらいはやってもらってもよかったのではないかというふうに思うのです。そういうふうには思うのですが、とにかく提起を受けて、そういう方向で検討しているということですから、これも答弁は要りません。頑張ってください。

工場も、まず調査をするということですから、これもまずやっていただきたいと。所有が自衛隊の中、それから王子コンテナという民間の株式会社の所有になっていますから、保存についてはすんなりいかない面もあるかもしれないのですけれども、何せもうあそこしかないものですから、調査した上で、多賀城にとってのこの工場の遺跡が持つ意味を、ぜひ関係者に理解をしていただいて、これも保存する方向で頑張っていたいただきたいということをお願いしておきます。これも答弁は要りません。

それで、残りについてですが、一つは、保育所の補助金の関係、無認可の補助金の関係ですが、よその自治体と比べると、多賀城はいい方なのだという話でしたね。それで、自慢にはならないだろうと。

ことしの予算委員会の後に調査をしたと。大した影響はないのだというふうなことだったということなのですから、どうも私が聞いているのとは違うのですね。例えば、5人3歳以上の子供がいる無認可の保育所だと、1カ月3,000円ですね。3,000円で年間3万円ぐらいになるわけですから、無認可保育所というのは、こういう金額が厳しいのです。

私、最近、関係者にいろいろ話を聞いてみたのですけれども、無認可保育所で、「もうやめる」と、「もうとってやられてられない。やめる」というところが、いろいろ出てきているというふうなことです。

皆さん方が行くと、何か、市長が顔を出したのか、どなたが顔を出したのかよくわからないのですけれども、余り言いたいことも言えなかったのではないかと思います。結局、行動で示すわけです。本音を。「やられてられない」と思ったらやめてしまうのです。ですから、この間の補正のときに、私、待機児童の一覧表を当局から出してもらったのですけれども、やはりこの時期になると待機児童が本当にいっぱい出てくるのです。そういうところを無認可保育所がかわりに受けているわけです。そういうところに、市にとっては本当の、何という金ではないのですけれども、この数千元、何万円という金が大変なわけですから、これはぜひ、私は見直してほしいというふうに思うのですけれども、市長の温かい心に期待をしたいと思うのですけれども、答弁をお願いします。

それから、4点目、城南の高さ制限の問題です。経過は市長がおっしゃったとおりです。それで、高さ無制限のところ以外については、私どもも大変評価をしまして、条例審査のときに、注文をつけながら、反対はしなかったのです。要するに、高さ無制限のところだけを問題にして、ほかは非常にすばらしい計画だということで、反対はしなかったのです。それで、ただ、あのとき、議会でもその高さ無制限地域が問題だという共通認識にはならなかったのです。

ただ、私は、実際にああやって建ててみて、果たして本当にあれでいいのかということ、私は議会の関係者の皆さん方も考えたと思いますし、市民の関係者の皆さんも思ったと思うのです。南側から見た感じも「わあーすごいな」と思いますけれども、浮島側から見て

もすごいですよ。あの館前遺跡の方から眺めても、線路越しにによきと建っていますから。これが「史都 多賀城」だろうか、私は思わない人はいないと思うのです。

ですから、経過からすれば、その組合の地権者の皆さん方の意見をよく聞きながらやってきたと。それはよくわかります。ですけれども、実際にやってみて、本当にああいう特別史跡の南側にああいう建物を、「史都 多賀城」を標榜している市が、認めてしまっているのかと、こういう問題だと私は思うのです。

京都は、実は総務経済常任委員会で京都に行ったのですけれども、まちの真ん中になると、仙台と全然変わらない感じがします。もうビルだらけで。ですけれども、やはり今反省が生まれてきて、何とかしなければいけないということで、いろいろな規制を始めたわけですね。

私は、やはり、建つ以前についてはいろいろな考え方があったと思いますが、いざ、46メートルでしたか、そういう建物が建った今の時点になって、本当にあそこにああいう建物を許しているのかということ、私はもう一度考えるべきときなのだというふうに思うのです。

ですから、計画の経過からすると、地権者の意向を聞いて、ああいうふうになったのだ。だから考える必要はないというのは、これまた市長の本心ではないのではないかと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

それから、5番目、財政の問題です。下水道への繰出金と東部衛生だけを問題にしていますが、私、もう一つ考えてみてほしいのは、人件費は減っています、確かに。ですけれども、それをどんどん、どんどん委託しているわけです。ですから、人件費と物件費をトータルで物を考えなければだめなのです、と私は思います。

例えば、安い給料で働かせるから、当然、委託したところはそれは安いに決まっています。それまでの職員の給料からすると。ですけれども、そこから職員を引き揚げて、別な仕事をさせているわけでしょう。トータルで見ると、本当に一般財源が浮いているのかどうかという視点で見てほしい。

そういう点では、皆さん方は、今からは経営の感覚が必要だと言っているのですけれども、事業費の中で人件費を賄うという考え方もあるのです。ところが、そういう視点が全くないという感じが私はする。保育所の問題もそうでしたし、地域包括支援センターもそうです。事業費の中で人件費を賄うという、そういう視点も私は必要だと思うのです。

そういう点も含めて、ちょっとそれを考えてみてほしいと思っているのですけれどもいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○副議長（根本朝栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初に、無認可保育所の件でございますけれども、私が行ったから、何も言わなかったということではないと思います。そういう圧力も何も加えていませんし、確かに、市長が行くということで、向こうの方も恐れたところがあるのではないかという気はしますけれども、やはりこれは、最後に藤原議員が御指摘されたように、多賀城市の財政についてということで質問されたとおりでございまして、やはりほかの市とも比べて、遜色ない補助をしているということでございまして、その辺をぜひ考えていただきたい。私もホットな気

持ちは当然あるわけでございますけれども、何から何までというわけにはいきませんので、ぜひその辺を御理解いただきたいと思います。

高さ制限につきましては、これは、私もあれができ上がってきて、どんどん大きくなってきますと、そのたびにどきどき、どきどきするわけでございます。

ただ、今のあれにどうこうするということは、はっきり言って法律的にも不可能ですし、万が一制限したら、それなりの賠償という問題も出てくるでしょうし、これは景観というものを大切にしていきたいという思いは私も同じでございます。今後、「歴史の道・詩都景観形成事業」ということで、その中に当然あの部分も入っているわけでございますから、将来的には、景観条例のようなものも、市民の気持ちの醸成を図りながら、そのときに制定できれば、その枠組みの中で、今後のあり方等を検討していくべきではないかというふうに思っております。

3点目の、財政関係につきましては、ちょっと副市長の方から答弁させますので、よろしくお願いたします。

○副議長（根本朝栄）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

それでは、財政状況について、経常収支比率それから実質公債費比率については、先ほどお答え申し上げましたとおり、余りいい数字ではございません。

その要因はさまざまなのがあって、その中でも非常に大きな要因としては、特別会計への繰出金、それから一部事務組合に対する公債費相当額の繰出金、それが一番大きな要素になっていることは間違いございません。

ただ、その中のほかの要因として、今、藤原議員がおっしゃられたような、物件費と人件費のかかわり合いというのは、それは影響としてはございます。ただ、この人件費と物件費、委託費のかかわり合いについては、これは職員の定年が進んでいったときに、補充をしない形で人件費、定数を削減していくということになりますけれども、その時点を境にして、いきなり職員から委託ということにもいきませんので、一時的なその職員の配置のバランス等も考慮をして、一時的には重複する年次もあるということととらえております。

ですから、その重複の状態を永続的にずうっと続けるというのではなくて、極端な変化を防ぐために、一時的にはそういうような年次もあらわれるということととらえておりますので、その辺のところも十分意識をしながら、財政の健全化については取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（根本朝栄）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

順不同になりますが、財政の問題については、実はいろいろ事情がありまして、私、十分検討し切れなかった問題があるので、予算委員会もありますから、そちらの方に譲って、これは閉めたいと思います。

それから、保育所の件ですけれども、財政厳しいというのはわかるのですけれども、私はやはり削っていいところと、削ってはだめなところがあると思うのです。

私の耳には、「もうとつても運営できないからやめる」というところが、いろいろ出てきているというふうに聞いています。ですから、その辺も含めて、もう一度調査をやってみていただきたいと、無認可の問題については。

それから、高さ制限の問題なのですけれども、市長、正直に、「どきどきする」とお答えになりました。全くそのとおりだと思います。私も本当に通るたびにがっかりするのです。

ただ、今から制限するのは不可能だというのは、これは間違いです。あそこをわざわざ無制限に市が決めたのですから、条例で。地区計画で。ほかのところを規制したのも市、それから、わざわざあそこを無制限にしたのも市なのです。ですから、何も法律であそこを無制限にしなければならないと決まっているのではないのです。ですから、景観条例があるかなかりょうが、あそこに規制をしようと思えば規制できるのです。

それから、もう一つは、京都からぜひ学んでほしいと思うのです。京都には本当に仙台と同じような感じの高いビルがいっぱいできています。そこに高さ規制をしているわけです。不適格建築物が当然出てきます。ただ、それは建てかえのときには建てられないということなのであって、住んでいる人たちがそのまま住み続ける分については、何も問題ないのです。

ただ、そこを売って、よそに行きたいと思うような人からすれば、建てかえの時期に建てかえられなくなるので、資産価値が下がるという問題も出てくる、そういう問題は。ですけれども、京都は、そういう問題があるのを承知で、やはり京都は京都らしさを守ろうということで、高さ制限をやったのです。

ですから、私は、その点についてはきちんと京都から学んでほしい。繰り返すのですけれども、不可能ではないのだと。高さ制限をやったのも市だし、高さ無制限に決めたのも市なのだ。それから、既に建てってしまったからおしまいだと、そんなものではないのだと。やはり50年先、100年先を見据えて、これはきちんと決めるべきだと思います。

私の知り合いが、何人かあの販売所に行ったのです。そうしたら、いずれも、「もう1棟考えています。南側にもう1棟建つのですよ」と言われたと言っていました。そして、南側にもう1棟建てるために、今のマンションは、何階と言われたか忘れたのですが、何階から下は安くなっている。8階だったかその辺だったと思うのですけれども、そこから下は安くなっていると。なぜ安くなるか。南側に新しいマンションが建つために、そこから下は安くしてあるのだと。その階から上になると、ぼーんと値段がはね上がるというのです。

ですから、レールを敷いたのは前の市長ですけれども、許したのは菊地市長だということになってしまうのですよ、今のままだと。私は、やはりどきどきしているのですから、そのどきどきしている正常な感覚をきちんと生かして、私はしかるべき措置をとるということが、そのどきどきを生かす道だと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○副議長（根本朝栄）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1 番目のものは、何とか調査してくれということでございますけれども、財政的に厳しいということもございまして、調査だけは、ちょっと担当に調べてもらうことだけはしてみたいと思いますけれども、なかなか今度引き上げするというふうなわけには、今の状態ではいけないというふうに私は思っております。

2 番目の、高さの問題でございますけれども、もう計画はされているわけですね。私は今から規制することはできないと言ったのは、要するに、万が一規制した場合には、逆にその仕事をやっている会社から、損害賠償なり何なりを取られるだろうということで、その部分もあって言ったわけございまして、その辺のことを御理解いただきたいと思います。

京都なり、あるいは外国で言うとパリなり、それなりの都市の集積したところは、高さ制限を設けているということは私も知っております。多賀城はそこまでは都市が集積していないわけでございますけれども、将来的なこととしては、景観条例等を決めて、それなりに多賀城の多賀城たるところを守っていきたいという気持ちは変わりはありません。

○副議長（根本朝栄）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 14 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

18 番昌浦泰己議員の登壇を許します。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

私の質問は、妊婦無料健診回数の拡大についてであります。

この妊婦無料健診回数の拡大については、今年第 1 回並びに第 3 回市議会定例会の一般質問で、松村敬子議員が同様の質問をされておりますが、私は、今夏に奈良県で起きたある痛ましい出来事に触発されて、この質問をすることにしました。

平成 19 年 1 月 16 日付、雇児母発第 0116001 号で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長名で、各都道府県、政令市、特別区母子保健主管部局長あてに通知文が出されました。

文書の表題は、「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」です。少々長くなりますが、通知文を読んでみたいと思います。

「近年、高齢やストレスなどを抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業などの理由により、健康診査を受診しない妊婦も見られるところであり、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。

また、少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減が求められており、妊娠、出産に係る経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健

康診査の受診を図るため、妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されているところである。

このため、平成 19 年度地方財政措置で、妊婦健康診査も含めた少子化対策について、総額において拡充の措置がなされ、各市町村において妊婦健康診査に係る公費負担について相当回数の増が可能となることから、下記を踏まえて、積極的な取り組みが図られるよう、都道府県におかれてはこの趣旨について、管下市町村に周知徹底をお願いする。

記としまして、1、公費負担回数の考え方について。

(1)妊婦が受けるべき健康診査の回数については、母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について、平成 8 年 11 月 20 日付、児発第 934 号厚生省児童家庭局長通知により、次のとおりとすることが望ましいこととされており、これに沿って受診した場合、受診回数は 13 から 14 回程度となると考えられること。このため、公費負担についても 14 回程度行われることが望ましいと考えられること。

①としまして、妊娠初期より妊娠 23 週（第 6 月の末まで）、4 週間に 1 回。

②妊娠 24 週（第 7 月）より妊娠 35 週（第 9 月末）まで、2 週間に 1 回。

③として、妊娠 36 週（第 10 月以降分娩まで）、1 週間に 1 回。

(2)財政厳しい折、(1)の公費負担が困難な場合、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容については、少なくとも次の 5 回と考えられることから、経済的理由等により受診をあきらめる者を生じさせないため、これを基本として、5 回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられること。

最低限必要な健康診査の時期と内容など、第 1 回、時期としては妊娠 8 週前後。目的は、妊婦の健康状態及び現在の妊娠週数の確認。項目としましては、問診及び診察、血圧、体重測定、尿化学検査、子宮頸がん検診、細胞診ですが、血液検査・A・B・O 血液型、RH 血液型、不規則抗体、それから梅毒血清反応検査、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗原検査、グルコース、貧血が、1 回目の検診の内容でございます。

2 回目としましては、時期は妊娠 20 週前後、目的としましては、胎児の発育状態、異常の有無、胎盤位置の確認。項目としましては、問診及び診察、血圧、体重測定、尿化学検査でございます。

3 回目、時期は妊娠 24 週前後、目的、胎児の発育状態、切迫早産の有無、子宮頸管の状態の確認。項目としましては、問診及び診察、血圧、体重測定、尿化学検査、血液検査（貧血）などでございます。

4 回目の時期は、妊娠 30 週前後、目的は胎児の発育状態の確認。項目としましては、問診及び診察、血圧、体重測定、尿化学検査、血液検査、これはグルコース、貧血などでございます。

最後に、5 回目でございます。時期は妊娠 36 週前後、目的としましては、分娩の時期、状態を確認。項目としまして、問診及び診察、血圧、体重測定、尿化学検査、血液検査（貧血）、こういうものでございます。

2、妊婦健康診査受診の重要性に係る周知広報について。公費負担の実施の有無にかかわらず、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦及び一般市民に対する周知・広報に積極的に取り組まれないこと。

なお、平成 19 年度母子健康手帳の任意記載様式においても、妊婦健康診査の重要性についての記述を加えることとしていること。」

以上が通知文の内容でした。

最近、妊娠を承知しながらも、一度も健診を受けずに陣痛を迎える未受診分娩がふえております。経済的理由や、近くに産科がない、家庭の事情、気づいていたが放置していた。妊娠を気づかなかったなど、未受診の理由が挙げられますが、きわめつけは、「前回出産も未受診だったので」という理由の方も案外おられます。

妊婦にノーリスク、危険性のない状態はありません。未受診で出産した場合、出生児の死亡率は全国平均の 15 倍になるなど、非常に危険性が高いという調査結果もあります。

先ほど読み上げた厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長名での通知文が示すとおり、妊婦健診では、母体と胎児の健康を守るために不可欠な検査を実施します。超音波検査では子宮外妊娠や胎盤の位置、子宮筋腫、子宮頸がんなどのチェック。血液検査では、血液型、貧血、糖尿病、血がとまりにくいかなどを調べ、感染症、梅毒、B 型、C 型肝炎、HIV の検査をします。

妊婦健診で母体や胎児の異常を早期に発見できれば、予防も治療も可能なので、健診の重要性、必要性をすべての妊婦が理解して、受診することが大事です。

今年 8 月 29 日金曜日、奈良県で、38 歳の妊婦が出血などの症状を訴えたことで、救急車が呼ばれましたが、受け入れ先の病院が見つからずに、赤ちゃんが死産したという痛ましい結果になった出来事がありました。

私は、なぜこのようなことが起きたのか関心を持ち、検証を試みました。

最初に経過を説明します。妊婦はスーパーで腹痛を起こし、この時点で陣痛でした。知人が救急車を呼びました。妊婦は今まで病院で妊娠の確認をしていなかったものの、出血していることから、妊娠の可能性が高く、救急隊員が奈良県内の産科救急を探しました。しかし、多くの病院で受け入れを拒否、そして、ようやく見つかった病院に向かう途中で、救急車が交通事故を起こし、その後に搬送先の病院で女兒の死亡が確認されました。

救急車を呼んでから交通事故までに、9 病院から受け入れを拒否され、病院到着は 119 番通報から 3 時間後でありました。

この痛ましい出来事は、妊婦にはかかりつけの産科医がいなかったことから起因されたと私は思います。

奈良県では、医師から要請のあった妊婦については、受け入れ病院を探す仕組みはありますが、今回は消防が各病院に直接受け入れを打診せざるを得ず、搬送先の決定に時間がかかったと見られます。奈良県は、かかりつけ医のいない妊婦の搬送は想定外とし、制度上の不備がなかったかどうか検証する予定です。

奈良県によると、危険な状態にある妊婦らを対象にした周産期医療ネットワークがあり、県立医大病院などを窓口を受け入れ先を探します。新生児集中治療室などを備えた 43 病院が、パソコン端末で空きベッド状況などを共有する、大阪府の産婦人科診療相互援助システム（OGCS）に協力を求める仕組みもあります。しかし、原則として、かかりつけ医の要請に基づく病院間の転送に限られています。

妊婦にはかかりつけ医がいなかったため、救急要請を受けた橿原市の中和広域消防組合は、こうしたシステムとは別に受け入れ先を探しました。奈良県立医大病院に要請しましたが、

多忙などを理由に断られたため、大阪府内の各病院へ連絡し、10カ所目の高槻市内の病院がようやく応じました。この間、妊婦は救急車内で待機させられました。救急車は同市内で事故を起こし、病院到着は119番通報から約3時間後でした。

妊婦は、当初、妊娠3カ月で、事故直前に流産したとされていましたが、病院の診断で、妊娠7カ月とわかりました。

消防の受け入れ要請を受けたOGCS加盟の大阪市立総合医療センターは、「OGCSを利用した転搬送であれば、受け入れられる」と回答したと説明しています。

なお、この妊婦がいかなる理由で未受診であったかはわかりませんでした。

奈良県は、リスクの高い妊婦を受け入れる総合周産期母子医療センターが未整備だったことが、受け入れ先が決まらなかった一因でもあります。総合周産期母子医療センターとは、危険な状態にある妊婦や胎児の処置にも対応できる、高度な機能を持った拠点医療施設です。国の指針で、都道府県の人口が100万人以上の場合、新生児集中治療管理室が9床以上など、設備の基準が定められています。

医療機関側の事情を調べてみますと、新生児集中治療室（NICU）の設備がない病院が、緊急搬送の未受診妊婦を受け入れることは困難なこともわかりました。妊娠週数もわからず、情報が何もない状態では、適切な判断ができずに、妊婦も胎児も、両者の命が救えないおそれがあるからです。また、妊婦が感染症の場合、赤ちゃんはもちろんのこと、医師、助産師、看護師も危険にさらされます。救急の場合、感染を防ぐ準備をするのも大変なのが現状です。定期的な健診の結果が、緊急時にも重要な判断材料になるのです。

最近、14回の公費負担を実施する自治体が広がっています。青森県の三戸町は、健やか母子支援条例を制定しました。この条例には、母子保健の充実に向けて、14回の妊婦無料健診のほか、妊婦や乳幼児の健康を保つための町の役割などが盛り込まれ、妊婦無料健診拡充に合わせて、妊婦の子宮頸がんの検診も公費負担により無料です。

過日、三戸町役場に電話で問い合わせたところ、青森県医師会と提携し、県内の医療機関で妊婦は受診可能であるとのこと。今現在、50人の妊婦に14回の無料券を配布済みとのことでした。これに対する三戸町の今年度の予算は600万円です。

東京都台東区は来年の4月から14回に、愛知県豊田市は今年10月から5回、来年の4月からは14回、公費負担となります。

全国の現状はどうなっているかというと、厚生労働省は、今年10月31日、妊婦が医療機関で受ける健診の費用を自治体が公費で負担している回数は、今年8月現在、全国1,827市区町村の平均で2.8回だったとの調査結果をまとめました。

同省は、今年1月、先ほど私が紹介しました、「妊婦健診の公費負担は最低でも5回は必要」と各自自治体に求めていましたが、それを下回った結果となりました。

これを受けて、同省は、31日、妊婦の健診費用の負担を軽減するため、公費負担をふやすよう、改めて通知を出しました。

調査によると、本年度から公費負担回数をふやしたのは17.3%、本年度中にふやす予定は6.0%、来年度以降ふやす方向で検討中は59.0%、未定・ふやす予定なしは17.7%でした。

都道府県別平均で、公費負担回数が最多だったのは秋田の10.0回、それに福島5.8回、石川、山梨の5.0回が続きました。最も少ないのは大阪府で1.2回でした。



本市の現状は、2回が公費負担であり、今年8月現在の全国平均2.8回を下回っております。妊婦健診は1回当たり5,000円から1万5,000円程度で、聞くとこころでは、初診は2万円ほどになるようです。平均負担額は全部で12万円にも達しております。

本市の公費負担額は、1回目は6,198円、2回目は7,718円で、差額は本人負担となっております。

近年、出生率の減少、核家族化、女性就労の増大など、子供や家族を取り巻く環境は、私が生まれ育ったときとは大きく変化しています。少子化対策として、国が公費負担については、14回程度行われることが望ましいと考えるということ。14回の公費負担が困難な場合、健康な妊娠、出産を迎える上で、最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容については、少なくとも5回と考えられることから、経済的理由等により受診をあきらめる者を生じさせないため、5回程度の公費負担を実施することが原則であると考えられるとして、通知文が出されたことの意義と重要性を考えると、私は、本市では早急な公費負担回数増を講じなければならないと考えるに至りました。

第3回市議会定例会の松村敬子議員の一般質問に、市長は、私が詳細に申し上げた本年1月の国が示した通知に触れ、妊婦健診の回数をふやすことだけでなく、健診内容の充実も図られていて、県が中心となって医師会と健診内容等を協議した。その結果が9月11日に県から、「健診内容は国の案のとおり実施、回数は市町村の実情に合わせて行う」という通知があったこと。国の健診内容で実施した場合、現行の2回の無料健診を維持するだけで、今年度予算の2倍の予算額が必要となる。地方財政措置の詳細はいまだ示されていない状況である。妊婦の経済的負担を少しでも軽減するよう、妊婦健診の充実を図りたいと思うが、国の財政措置の状況、市の財源等を勘案して、前向きに検討したいと思う、と回答しています。

本市の平成19年度の現行の2回無料健診の予算額は921万円であります。市長の松村敬子議員への答弁から、さきの国の健診内容で2回実施すれば、1,842万円になります。それでは、国の言う、最低限必要な健康診査5回の費用額は、単純計算をすれば4,605万円になるかといえ、私の概算では3,600万円程度、精査すれば3,500万円か3,400万円台になるはずで

さきに紹介した三戸町は、国の「頑張る地方応援プロジェクト」を活用しての施策です。「頑張る地方応援プロジェクト」で、少子化対策として、普通交付税分で1,000万円が本市の枠ではないでしょうか。また、特別交付税の枠では一律全市町村3,000万円が交付されているのではないのでしょうか。

そうであるならば、最低限必要な健康診査5回分は生み出せます。妊婦健診の重要性を市当局が理解し、英断をすれば実現可能ではないかと考えます。

「健診内容は国の案のとおり実施、回数は市町村の実情に合わせて行う」という県の通知は、5回あるいはそれ以上の実施回数は可能であることを示しております。

一般質問通告書の質問要旨に書いた、

- 1、市は、妊婦無料健診回数の拡大についてのお考えはありますか。
- 2、妊婦無料健診の回数は14回とするお考えはありますか。
- 3、14回が財政的に困難なら、厚生労働省が今年1月16日に出した通知文に記載された、最低限必要な5回程度の公費負担を実施するお考えはありますか。

以上、3点について、市当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦泰己議員の質問にお答え申し上げます。

妊婦無料健診についての御質問でございますが、1点目の、無料健診回数の拡大につきましては、平成19年第1回、第3回定例会において、先ほども御指摘のあった松村議員からの一般質問でも御回答申し上げているとおり、現行より拡大する方向で検討をしているところでございます。

また、2点目、3点目の、健診回数についてでございますが、国は、妊婦が受けるべき健診回数として、13回から14回程度が望ましいと回答しており、それをすべて公費負担とすることは、理想ではあると思いますが、財政的には非常に厳しい状況でございます。

国では、公費負担回数は5回が望ましいとされておりますが、国の財政措置の詳細が不明瞭な状況の中での実施は困難であるものの、財源の可能な範囲で最大限の対応をしてみたいと思っておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと思っております。

○議長（阿部五一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

全国の自治体の首長さんは、今、本当に打ち出の小づちが欲しい状況であると、そう私も認識しているところでございます。

しかしながら、最後の、「財源の可能な範囲で回数増を」ということが、非常に明るい希望が見えたというふうに判断しているのかと思うのですが、やはり答弁を聞いてみますと、何か多賀城市の厳しい財政上の台所事情がかいま見られるわけでございますけれども、どうなのでしょう、ちょっと私、今の3回目の答弁がひっきりかきがあるので、理解にちょっと差異が生じてしまうと何でございますので、もう一度市長の方から、その辺、ちょっと細部にわたって、可能な限り、大丈夫なのかということで、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

読んで字のごとく、そのとおりでございますけれども、それなりの詳細につきまして、保健福祉部長から答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

ただいまの御質問の関係でございます。今現在、平成 20 年度予算の編成をしております。保健福祉部内でもいろいろと節減できるものは節減しながら、今いろいろと調整はしております。

昌浦議員がおっしゃるように、5 回ということが一番理想だと思います。これからちょっと四、五日かけまして、いろいろ工面して、できる限り、今まで 2 回を 3 回ないし、5 回になればいいなどは私どもも願っております。その辺ちょっとこれから調整をして、皆様に、回数がふえたのだということをごちやで公表できるように、私たちの方で努力してまいりたいと思いますので、少し時間をおかりしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

わかりました。今議会開会中に、今般の私の質問と同じ内容の請願書が出されております。私も紹介議員に名を連ねました。それだけ政策課題として、妊婦無料健診回数の拡大が大きくクローズアップされているのかと思っております。仙南の市町では、5 回に踏み切ったところがありやと仄聞しております。

市長並びに財政当局、あるいは担当部局においても、もう本当、全県的な拡大方向へのうねりをよく見きわめていただいて、可能な限り回数拡大に御尽力いただければと思います。

平成 20 年度予算において、回数増が図られた、いわゆる子育て支援、そういう施策の、いわゆる多賀城市が本気に取り組んだというような予算案が出てくることを望みまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

6 番金野次男議員の登壇を許します。

（6 番 金野次男議員登壇）

○6 番（金野次男議員）

私の質問は防犯対策でございます。

防犯対策にふさわしい記事が、けさほどの新聞に載っておりますので、御紹介します。

「多賀城市 防犯条例を制定 市民の意識共有を図る」、犯罪抑止力を目的とした「みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例」を制定した。施行は来年 4 月。昨年の犯罪発生率が県内の 40 市区町村でワースト 2 位となったため、防犯に向けた意識を市民全体で共有することをねらっている。市は、10 位圏外になることが目標、となっております。

その 10 位圏外になるために、私は次のことを検討していただきたいと思っております。

青色灯回転灯の増数と、青色灯回転車両の増車、青色防犯パトロール講習会の開催についてでございます。

安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民共通の願いである。また、安全は、社会における最も基本的な価値であり、安心は、豊かで潤いのある生活を営む上の基盤となるものであると私は自負して、防犯活動をしております。

緊急自動車を除き、一般自動車に回転灯を装着することは法律で禁止されているところですが、一定の要件を具備し、警察から青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けたものについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定による、基準の緩和の認定の手続により、自主防犯パトロール用に用いる自動車に青色回転灯を装備することが認められているものとございます。

自主防犯パトロールとは、みずから地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールを意味するもので、配達や通勤などの私的な業務を兼ねて防犯パトロールを行うことは、住民からの急訴事案等に対処できないおそれがあり、防犯パトロールの信頼性を失うことになりかねないため、認められておりません。

ねらいはただ一つ、防犯パトロールは、地域住民の自主防犯活動を活性化するための施策の一環として認められているものであります。みずからの防犯団体の存在をアピールする活動や、緊急走行、職務質問等は認められておりません。

先般、合同会派視察調査を行った、佐賀県の武雄市を紹介いたします。結論だけ言いますと、青色回転灯は18セット、回転灯車両が18台、講習受講証明書資格者は、市職員の、免許あるなしにかかわらず、約370名の方々が「動く市役所」として活動しております。証明書は、現在、私、借りてまいりましたが、こういう証明書であります。これは県警本部長が発行する証明書でございます。

最終的には、武雄市は、30車両のセットを予定しているというお話でした。武雄市の安全・安心に取り組む37歳の市長の姿勢には、私たちは驚かされてまいりました。

本市の状況はといいますと、回転灯はたったのワンセット、市防犯協会連合会の広報車2台、宮城県警本部長からの講習受講証明書を交付された方は、現在の段階で7名でございます。

平成19年10月9日に、河北新報に次のように掲載されております。「多賀城市の地域防犯協会等も、市民レベルで地域の防犯抑止に努めようと、塩釜警察署管内で、市民が市防犯協会連合会の広報車に青色回転灯をつけた車で防犯活動をするのが初めて。今までは徒歩でパトロールしていましたが、回転灯車を使えば、もちろん広範囲に回れる」と記載されております。

12月8日は土曜日ですが、回転灯車両運行記録簿を見ますと、午後7時から9時までは高崎防犯協会、午後9時30分から午後11時30分までは大代・笠神防犯実働隊に、防犯協会等に配車になっております。

他の防犯協会等も週末に集中してパトロールを計画している状況ですが、回転灯車両を使用したくてもできない状況が、現在の当市の状態でございます。

本市は、平成18年度ワースト2から、本年9月12日発表、ワースト6、犯罪率を大幅に改善したのは、本年の6月8日に犯罪抑止市民総決起大会の開催で、市内の各防犯協会、特に行政区長さんが、「地域の安全は地域が守る意識を高め、子供や女性が犯罪に遭わないよう見守ることに努める」と宣言した効果だと私は思料いたします。

平成 20 年 4 月から、「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例」の施行に当たり、市の責務には、総合的な施策の設定、また、関係機関との連携等、また、市民の責務には、地域の防犯活動を実施、積極的に防犯まちづくりに参加と明記されております。

条例施行に当たり、各防犯協会等及び職員へ青色防犯パトロール講習会の開催、回転灯の増数と回転灯車両の増車をすれば、各防犯協会団体のさらなる活動及び職員は、例を挙げれば、夜間、外回りの職員が帰路に向かうとき、マグネット式回転灯を車両につけて、庁舎までの、少ない時間であるが、巡回すれば、防犯抑止力になると思うが、検討されたいという質問でございます。

2 点目、交通安全対策について。

東小学校、東豊中学校の通学路、笠神四丁目 2 番地、4 番地、通称主要地方道塩釜・七ヶ浜・多賀城線に、セブンイレブン前に押しボタン式信号機設置を、関係機関へ強く、早急に働きかけていただきたいのです。

本開発団地は、6 月の時点では 11 戸の新築状況でしたが、現在、三十数棟入居している現状です。第 2 回定例会に、防犯灯について質問させていただきましたが、担当課において速やかに対応していただきましたことに対して御礼を申し上げます。

急速に進展した本団地の通学生は、どうしても車道 9 メートルの塩釜・七ヶ浜・多賀城線を横断しなければなりません。現在の状況はというと、本団地からの通学生、小中学生 16 名ですが、小学低学年の 3 名のお母さんは、あの往来の激しい交通渋滞時間帯に、子供 1 人では横断できないから、毎朝横断に付き添いをしているのが現状でございます。

当市も、横断旗等を設置し、改善を図っていますが、現状を見きわめ、子供たちが安全・安心に通学できるよう、押しボタン式信号機設置を、関係機関へ強く、早急に働きかけていただきたいものであります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

金野次男議員の質問にお答え申し上げます。

初めに、防犯対策についてでございますが、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールは、警察庁が平成 16 年 12 月から運用を開始しており、宮城県内でも本年 11 月末日現在で 46 団体、75 台の車両が自主防犯活動を展開している状況でございます。

これまでも、本市では、公用車に防犯パトロール中のステッカーを張りつけ、防犯活動を展開してきたところでございますが、青色回転灯を装着した車両で防犯パトロールを行えば、一層の効果が期待できることもあり、積極的にパトロール実施者の養成に努めてまいりました。

塩釜警察署管内においては、青色灯防犯パトロール講習は昨年度から実施され、本市での受講実績は、当初は市の担当職員 3 名だけでしたが、その後、管内では初めてとなる防犯協会会員 7 名も加わり、現在では、昼夜を問わず精力的な防犯パトロールを展開しております。

さて、市職員がパトロール実施者章の交付を受け、公用車の運転を伴う所属の関係業務が終了した帰路に、防犯パトロールを実施してはどうかとの御提案でございますが、防犯パトロール中に、一般の市民から人身保護の要請や警察への通報依頼があった緊急の場合に、適切な対応ができる態勢にあれば、防犯担当の職員以外でも実施可能ではないかと考えられます。

いずれにしましても、「多賀城市みんなの笑顔を守る防犯まちづくり条例」は、犯罪の防止に配慮したまちづくりに、本市にかかわるすべての人が協働で取り組んでいくこととしておりますので、市職員のみならず、市民、事業者も広く防犯パトロールに参加することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、主要地方道塩釜・七ヶ浜・多賀城線と市道下馬笠神線との交差点における交通安全対策についてでございますが、この場所は、緩やかな坂で、交通量も多く、道路の幅も広いので、歩行者が横断するには非常に危険を伴いますことから、早くから塩釜警察署に対し、押しボタン式信号機の設置を働きかけてまいりましたが、他の新規箇所との関係から見送られ、まだ実現には至っておりません。

今般、笠神四丁目2番及び4番付近の開発行為で、新たに40戸の住宅が建設されていることを受けて、関係各位からも同様の要望が寄せられており、本年8月にも改めて要望書を提出したところでございます。

このような状況下、塩釜警察署でも、当該交差点の危険性を憂慮し、宮城県警察本部に対し、一刻も早く信号機を設置するよう強く申し入れをすると伺っておりますが、市といたしましても、先月28日に開催いたしました子ども議会での児童の質問に回答しましたように、信号機の早期設置に向けて、地域の皆様と連携し、引き続き強く要望してまいります。

私も近々、塩釜警察署の加藤署長とお会いすることになっておりますので、その際にも、強く要望してまいりたいと思います。

なお、信号機が設置されるまでの間、当該交差点の横断歩道を利用する児童の危険を少しでも和らげるため、横断旗を用意することとしておりますことを申し添えておきます。

○議長（阿部五一）

6番金野次男議員。

○6番（金野次男議員）

1点目の、防犯関係ですが、当局の取り組み姿勢はわかっております。ただ、本市において四十数団体、ボランティアを含めてこの防犯活動をしている人たちが、この青色回転灯について、やはりやりたいと。ただ、1台しかないものですから、先ほども例に挙げましたように、1台の車を、土曜日とか金曜日には集中するわけです。そういうのも当局で考えていただきたい。

なお、私もこの青色防犯パトロールで回ると、遠いところから、窓から顔を出してみたり、声をかけて、「いやあ、金野さん、どういう心理状況があるのだ」というような御質問を受けます。その心理状況について、市長はどのようなお考えがあるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

青色というのは、大体人の心を和ませる、そういう効果があると思います。

私も参考までにちょっと調べたのがあるものですから、御紹介申し上げますけれども、「青色には人の副交感神経に作用して、落ち着かせるという鎮静効果と、人を冷静にさせる効果があると言われ、防犯灯に応用すれば、見通しがよく、遠目が効くことに加え、犯罪者が犯罪をあきらめるなどの犯罪抑止の心理的效果が認められている」ということでございまして、「副交感神経というのは、外界からの刺激に反応する自律神経系の一種、同神経が優位に働くと、リラックスした状況になる」ということで、やはりいろいろな色を見比べて、精神的に落ち着くというふうなのが青色ではないかというふうに思います。

○議長（阿部五一）

6 番金野次男議員。

○6 番（金野次男議員）

わかりました。

それによって、今度 2 点目ですが、塩釜警察署長の方に面会があるのですが、あそこの笠神四丁目のところは丁字路で、北側の歩道は 4.1 メートル、車道が 9 メートル、そして南側の歩道が 4.5 メートルとなっています。そこに現在は、丁字路なのですが、L 型の歩道しかないわけなのです。なぜ柵切り場というか、歩道のするところに使っていないでやっているのですから、そのとき、押しボタン信号機と同時に歩道の整備ですね、現在西側にあるものを東側に持ってきて、コの字型の方に横断歩道を設置していただけるよう、強く要望してください。以上で終わります。

○議長（阿部五一）

8 番森 長一郎議員の登壇を許します。

（8 番 森 長一郎議員登壇）

○8 番（森 長一郎議員）

私の質問は大きく 3 点であります。

まず、最初の質問は、一般会計財源の創出についてであります。

平成 18 年度決算の経常収支比率では、介護や生活保護など社会保障関連支出の扶助費や公債費等の経常的経費全体が増加している中、行財政改革の努力のもと、人件費や物件費の減少で増加幅を圧縮し、また、経常一般財源においては、三位一体の改革により、地方交付税や臨時財政対策債が減少したものの、定率減税の縮減や所得譲与税による税源移譲などにより増加、前年度 100.3%より 0.3%改善され、100.0%となっております。

また、経常一般財源が増加したことにより、経常一般財源に占める公債費の一般財源所要額の比率を示す公債費比率も、前年度 14.9%より 14.7%と 0.2%改善しております。

しかし、一般会計のほか、公営企業や一部事務組合をも含めた公債費負担の状況を示す実質公債費比率は 18.3%で、前年度より 0.6%増加しているのであります。

また、財政力指数は、前年度比 0.017 ポイント増加し、0.706 と若干ではありますが改善されているのであります。

借金をふやさない、基金を減らさない等、多賀城市財政再生政略取り組み指針の行財政改革を推進し、改善の成果が見受けられてはおりますが、平成 26 年までは、財政硬直化は改善しながらも、まだまだ続くと思われるのであります。

このような厳しい多賀城市の財政状況の中、各会計を分析した結果、政策に応じて市民の要望にこたえられる財源をと考え、提案するものであります。

具体的には、上水道事業において、営業外利益も含め、毎年 2 億円以上の利益が発生しており、また、下水道事業に対しては、一般会計から多額の繰出金を支出し、運営を行っているのであります。

上水道と下水道の利用者は基本的に同じでありますので、利用者の負担増とならないよう、上水道料金の引き下げと下水道料金の見直しを行い、上下水道料金のアンバランスを解消することにより、下水道事業に対する一般会計の負担が軽減され、その財源を福祉や教育などの各種施策に活用することが可能となり、結果として上水道事業における利益を市民に還元することになると考えるものであります。

この一般会計財源の創出について、市長に方向性、実現性を伺うものであります。

次の質問であります。平成 18 年 4 月 26 日、仙台市青年文化センターのアーチル発達障害研修基礎講座、発達障害児(者)への基本的理解の中で、仙台市発達相談支援センター嘱託医の今 公弥先生の御講演より、初めに、けさの河北新報に掲載された ADHD の記事を紹介します。

ADHD は、発達障害の一つと考えられていて、その症状は子供にだけあるのではなく、大人にも続いているということです。このことをまず頭に入れていただきたいと思います。

基本的な対応としては、保護者や教師がよい点を見つけて、褒めることで、自信を持たせ、子供の自己評価が低くならないように気をつけることであると、梅が丘病院院長の市川先生がおっしゃっています。

子供が大人になるにつれ、自分の評価が低くならないように配慮され、自身を持って生活できるということの重要性は、必ずしも ADHD の方に限ったことではありません。

つまり、発達障害にかかわる支援は、必ずしも発達障害に限ったことではないということでもあります。そういう考え方を忘れないでいただきたいと思っております。おっしゃっており、定義についても、胎生期を含めた発達期の中枢神経系にいろいろな因子が作用し、認知、言語、社会性、運動などの機能獲得が損なわれた状態とされ、いろいろな原因で発達期に問題が生じており、働きの問題で必ずしも脳に見える異常があるとは限りません。そして、認知、言語、社会性、運動など、人間が生きていく上で重要な働きが損なわれた状態というように定義されており、代表的なものは、精神遅滞や知的障害などのおくれと言われていた 1 群。二つ目に、広汎性発達障害、三つ目に ADHD、注意欠陥多動性障害などの学習障害の 1 群、そして発達性協調運動障害などが挙げられております。

発達障害児(者)を抱える家族、支援団体の声にこたえ、議員立法にて平成 16 年 12 月 3 日成立、発達障害の定義と法的な位置づけの確立、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、子育てに対する国民の軽減をと、発達障害者支援法が平成 17 年 4 月 1 日施行、支援が開始されているのであります。

仙台市発達障害児(者)支援センター「アーチル」は、2002 年 4 月に、児童相談所及び更生相談所として開所、翌 2003 年 4 月には、さらに自閉症の人たちに対し、専門的支援を総



合的に行う拠点として、自閉症・発達障害支援センターの指定を受け、早期の出会いと生涯ケアの実現を目標とし、システムのコーディネーターとして、ここから発達障害児(者)の生涯にわたる一貫した支援がスタートしたのであります。

現在も、さきに紹介した今先生など、嘱託医師による相談受け付け、診断、療育手帳の発行手続まで行っており、今後、仙台市南部にもう1カ所という話もあり、同様の機能を持った新施設整備をぜひ多賀城市、無理であれば、2市3町にと願うものであります。

3点目は、生涯学習支援センターについてであります。

生涯学習支援センターのホームページには、「市民一人ひとりの自己充実、自己向上のための生涯学習を行う場を提供するとともに、活動のアドバイスをを行うなど、本市の生涯学習支援の拠点とするために設置されました。主に、会議や講習会、研修会などに利用できます」とあり、平成17年11月25日の当局の施設ランニングコストを踏まえた公の施設の適正化についての説明会資料においては、特記事項の中で、「当該施設は、現在、公民館に準じて貸し出しを行い」云々、「現状では、当該施設の本来の目的、位置づけに沿った事業展開が望まれるものである」と記されているのであります。

また、過去の予・決算、補正予算特別委員会質疑においても、数人の議員からも指摘をされていたように記憶しております。

市民協働を推進し、市民活動が活発化し、今議会の補正予算特別委員会にも生涯学習活動費補助金交付事業費として、当初50件の予定が70件にと追加補正要求もされており、可及にも対応が必要と思われるのですが、当局の方向性を伺うものであります。

また、本年11月1日、多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館、多賀城史遊館がめでたくオープンしたのでありますが、新しいエレベーターに関して、福祉センターや生涯学習支援センターにもと思ったのは、私だけではないと思うのであります。

先日、当市に車いすで視察研修においでになられた他県の議員さんもいらっしゃいました。庁内のバリアフリー、ノーマライゼーションの対応に即して、生涯学習支援センター着手の折には、ぜひエレベーターの設置をと考えますが、当局の所見を伺うものであります。

以上、大きく3点につき、最初の質問を終えさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森 長一郎議員の質問にお答え申し上げます。

まず最初に、財源の創出についてということでございますけれども、本市では、昭和40年代からの人口急増に対応して、積極的に都市基盤整備に取り組んでまいりました。

特に、都市の住環境の根幹をなす下水道については、早くから整備に着手し、昭和53年には供用を開始いたしました。

その結果、下水道普及率は、供用開始から 20 年後の平成 10 年度には 97.5%、平成 19 年 3 月末現在では 99.2%となっており、宮城県内のみならず、東北地方でもトップクラスとなっております。

また、標準的な一般家庭における 1 カ月 20 トン当たりの下水道使用料については、仙台市を除く県内 12 市中、最も低い水準となっております。

しかし、下水道事業については、国が定める繰り出し基準以外にも、一般会計から繰出金を支出して成り立っている状況でございます。これは、大変厳しい財政状況にあって、一般会計にとっても重い負担となっております。

一方、水道事業にあっては、本市に水源が乏しいことから、その大部分を宮城県仙南仙塩広域水道からの受水に頼っている状況にありますが、市民生活のライフラインである水需要に対して、日々安定供給に努めているところです。

同時に、公営企業として経営の健全性及び安定性の確保に努力しているところであり、近年では、毎年決算において純利益を計上するに至っております。

御指摘いただきましたとおり、下水道事業につきましては、基準外の繰り出しを必要としない自立した経営の確保が喫緊の検討課題ではありますが、現在の社会経済情勢にかんがみると、市民負担の増は極力回避したいと考えております。

しかし、一方では、水道事業において毎年純利益が計上されている状況にありますので、水道料金と下水道使用料とのバランスを図ることにより、市民負担の増加を招くことなく、下水道事業の自立経営と一般会計繰出金の抑制について、検討してまいりたいと考えております。

これにより、各種施策の財源確保に資することとなり、市民サービスの向上につながるものと考えております。

なお、上下水道料金の見直しに当たっては、水道事業における経営の安定性の確保や将来の受水費の改定等に対する備えなど、将来の経営見通しに十分留意して、前向きに検討してまいりたいと思っております。

次の、発達障害者支援センターについてでございますけれども、障害者自立支援法では、相談や支援などのサービス内容について、都道府県と市町村の役割を明確に区分しました。

仙台市の「アーチル」のような発達障害者支援センターは、都道府県及び政令市が設置運営する施設となっております。

県は、平成 18 年 11 月に、発達障害者支援センター「えくぼ」を開設しており、仙台市以外の方はこちらを御利用いただくことになっております。

したがって、市で同じ機能の施設を整備することは困難ですので、これまでどおり「えくぼ」を利用していただくよう、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、発達障害児(者)の多様なニーズに対応するため、「えくぼ」を初め県の中央子どもセンターやリハビリテーション支援センターなど、関係機関との連携をより一層密にし、個々のケースに応じた相談支援を心がけてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

最後の、生涯学習支援センターでございますけれども、現在、本市におきましては、地域経営の柱の一つに掲げており、市民参画と協働によるまちづくりを促進しているところでございます。

このため、「史都そして詩都 多賀城創造プラン」の中でもお示しさせていただきましたが、現在の生涯学習支援センターの機能を拡充し、（仮称）「市民活動支援センター」として整備することを計画しております。

なお、この「市民活動支援センター」には、市民活動支援、コミュニティ活動支援、生涯学習情報の収集、発信等の機能のほか、昨日、伏谷修一議員からの一般質問にもございましたように、シニア世代の力を生かすためのシニア活動支援の機能を備え、本市における市民活動の拠点施設として整備していきたいと考えております。

また、エレベーターの設置につきましては、その必要性を十分認識しておりますが、現在の厳しい財政状況において、これを設置することは困難な状況でございます。体の不自由な方が御利用の際には、スタッフが随時対応するよう努めてまいりたいと考えております。

なお、市民活動支援センターの整備に当たりましては、体の不自由な方などが利用することに配慮して、多目的トイレを設置する予定でございますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

8 番森 長一郎議員。

○8 番（森 長一郎議員）

まず、2 問目の、「アーチル」に関してなのですが、この「アーチル」に関しましては、こういう施設があったらいいなというふうな、実は相談窓口として活動されて、「アーチル」と、仙台市の施設なのですが、最後に多賀城市の窓口に来てというふうな流れで、ちょっと逆の流れ、要は、窓口でどういうサービスをしているのかというふうなことが、まだまだ徹底されていないような気がするのです。

気軽に相談できる。非常にナイスな相談でもありますので、「アーチル」、それを専用としている施設でございます。ですから、出入りも本当に気楽にといおうか、気軽に相談に行けるというふうなことだと思います。

今、「えくぼ」の例が挙げられていたのですが、「えくぼ」についても、中山でしたか、たしか中山だったと思います。ということで、なかなか近所にその相談窓口、本当は市の窓口がその役目を果たすというふうなことが、本来の姿であります。

ということで、どんどん、どんどんその雰囲気というか、プライバシーの問題、あとは気軽に相談を受けるという、その発達障害というふうなことで、最近、本当に脚光を浴びてといおうか、やっと政府が動いたようでありますので、まだまだ今後考える余地はあるのではないかというふうに思います。ぜひこのことについても、決して今に甘んじることなく、ぜひその「アーチル」に近いような対応ができるように努力をしていただきたいと思います。

三つ目なのですが、生涯学習支援センターについて、やっと方向性が定まりというか、ほかの、本当にいろいろな議員からもお話がありました。ということで、やっと本来の目的に近づいてきたのかと、その計画が今回の予算に計上されるかどうかというのは、

まだわからないところではありますが、いつからこれが実施されるのかというふうなことも、多分議会を通して提案されるとは思うのでありますが、ぜひ早期にかかっていたきたいというふうに思います。

エレベーターについてなのですけれども、多目的トイレ、そのかわりにというような感じなのですけれども、段階的に、まず必要なところからというふうなことで、多目的トイレを設置していただけると、ありがたいことです。

車いすの方とは、ぜひこの車いすに関しては、なかなかあそこはガラスでシャットアウトされてしまっていて、何か声をかけるにはがらっとあけないと。考えてみれば、車いすの方が御本人だけということはないとは思いますが、来られると、高さが違うわけです。ですから、車いすの方が来たら、声をかけやすい状態ないし、知らせやすい状態にしておいていただければ、そうすると手をかしていただきやすいのではないかと、というふうに思います。

バリアフリー、形だけではなくて、心のバリアフリーも必要だと思しますので、ぜひよろしくどうぞお願いいたします。

最初の、一番肝心なところです。今のエレベーターに関しても、さまざまな市民の要望を実現するにしても、財源であります。

ということで、この財源について、たまたま、先日も補正の段階で藤原議員から、宮城県の水道状況等についてお話がありました。平成 19 年 11 月 30 日月曜日の河北新報に、「山形県の水道供給単価下げ」というふうな記事が載っておりました。来年 4 月から平均 25.4%。「山形県企業局は、29 日、県営広域水道を利用する 23 市町村への供給単価を、来年 4 月から平均 25.4%引き下げの方針を明らかにした。県の広域水道事業は、4 地区ごとに料金を設定し、1 立方メートル当たりの供給単価は平均 101.9 円で、全国平均並み。来年 4 月には 25.8 円引き下げ、76.1 円となる。」

先日、宮城県のその内情にもありましたその引き下げの理由、多分その状況もよく似通っているというふうに思います。

値下げの理由として、「来年 4 月から発電水道管理事務所を再編統合して、職員を 17 人減らすなど、人件費を削減する。設備建設に伴う起債の元金償還が進み、支払利息が減少したなどの経費削減効果を上げる」というふうに、裏づけとなるところがあるのだろうなというふうにも思います。

下水道に関しては、逆に、きょう、多分、塩竈市議会さんの方では、委員会でもんでいるところだと思えます。下水道使用料の値上げというふうなことで、平均 33.5%値上げするというふうなことが、議案として提案される。そのほかにも、繰り出しの増額が軒並み出されているわけでもあります。

ということで、ここで繰り出しを抑えていく、市民に負担をと、大変幸いなことに、多賀城市に関しては、水道料金、さまざまな準備、対応に関しては、防災関係に関しては、必要な部分は確かにあるとは思いますが。必要最低限、それは備えなければならない。だが、まず財源創出のため、まずこれもぜひ前向きに考えていって、平成 26 年度まで、時限的に考えるというのは、料金は非常に難しいと思います。ですが、この財源、喫緊に本当に生み出す必要がある。来年度の予算にも本当は、本来であれば堂々と出していただければ、提案していただければというふうに思うのであります。

なぜかといいますと、実際、下水道だけにとらわれれば値上げ、ただ、同じ利用者ということで、水道料金の値下げ、どこまで譲歩できるかというふうな御検討だけだと思えます。

ということで、ぜひ市民のまず行政サービス、今も御答弁の中にありました。ぜひそのことを充実させていただきたいというふうに思います。市長、所見を伺いたいと思います。1点だけで結構です。最後の質問だけです。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

森議員おっしゃるとおりでございます。これ、すぐ、十分検討するというのでやっていきたいというふうに思っていますけれども、やはりそれなりに、いろいろ県内の状況、あるいは近隣の状況等を見ながら、バランスのとれた方向でやっていく方向で、十二分に検討してみたいという思いでございますので、それにはちょっと、すぐ即、次、平成20年度の予算編成からということ、ちょっとなかなか難しいかというふうには思いますが、いろいろ関係者等とじっくり煮詰めながら、いい方向に展開していくように頑張りたいと思います。

○議長（阿部五一）

8番森 長一郎議員。

○8番（森 長一郎議員）

11月8日の新聞各紙にも、「連結赤字率」を新設というふうなことで、トータルに見られているというふうなこともありますので、ぜひ対応は必要だというふうに思っています。ぜひ前向きに、本当に早目に対応をしていただきたいと。お願いします。

○議長（阿部五一）

これをもって一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は20分であります。

午後2時09分 休憩

---

午後2時20分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

---

日程第3 意見書案第8号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について

○議長（阿部五一）

日程第3、意見書案第8号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の小嶋廣司議員から提案理由の説明を求めます。20番小嶋廣司議員。

○20番（小嶋廣司議員）

意見書案第 8 号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてであります、このことにつきましては、先般、第 3 回定例会におきまして、弁護士会より陳情を受け、また、今回、再度司法書士会の陳情をいただきましたので、この内容につきましては、皆様も十分に御承知のことと思います。

議会運営委員会において慎重審議いたしました結果、今、国会でも取り上げられておりますし、また、県の方でも意見書として提出されておりますので、このような大変利便性に富んだクレジットといういい制度でございますけれども、その裏に潜む大変多くの被害が出ております。社会的な問題からも、やはり本市といたしましても、意見書として上げるべきではないかということになりましたので、よって、国会及び政府におかれては、割賦販売法改正に当たり、次の事項を実現するよう強く要望するという、以下 4 項目の事項につきまして、意見書として提出する次第であります。

この 4 項目につきまして、地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣にあてて意見書を提出するものであります。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（阿部五一）

日程第 4、請願・陳情に入ります。

請願第 1 号 医師・看護師を確保するための請願書を議題といたします。

本請願については、文教厚生常任委員長の報告を求めます。8 番森 長一郎議員。

（文教厚生常任委員長 森 長一郎議員登壇）

○文教厚生常任委員長（森 長一郎議員）

請願審査報告の前に、議長のお許しをいただきまして、文教厚生常任委員会前委員長伊藤功一郎氏に、委員会一同、御冥福をお祈り申し上げます。

請願審査報告について。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、多賀城市議会会議規則第 78 条の規定により報告します。

記

1. 審査事件 医師・看護師を確保するための請願書

2. 審査の経過 平成 19 年第 3 回定例会において、本委員会に付託を受けた上記事件については、本年 11 月 27 日に委員会を開き、審査いたしました。

3. 請願の趣旨 安心・安全な医療を持続できる政策実現のために、我が国の公的医療保険制度の充実に向け、医師・看護師の増員を求める意見書を、政府及び関係機関に提出いただきたい。

4. 審査の結果 今回の請願については、同趣旨の医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書が、本年第 1 回定例会において全会一致で可決され、全国の自治体に先んじて国会及び政府に提出されたところである。

現状の一定地域や医療機関によっては、医師・看護師の確保が難しいとの認識では、全委員が一致するところではあるが、国においては、現在、医師・看護師の不足や偏在を解消するための対策会議を設置し、法制定も視野に入れた検討を行っていることから、その推移を見守りたいとの意見が多数であり、本請願は不採択とすべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

討論ありますか。これより討論に入ります。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、まず、本請願に対する賛成討論の発言を許します。11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

委員長報告に反対し、本請願への賛成討論をいたします。

委員会で、今、委員長の報告がありましたけれども、請願否決理由に、本年第 1 回定例会において、全会一致で可決し、全国の自治体に先んじて国会と政府に提出してあることが論拠となっております。

また、本請願の趣旨である現状の認識は、全委員とも一致するとも言っていることに言及してはいますが、しかし、本年第 1 回定例会、意見書を出した以降に、議員の改選がありました。

さらに、道路特定財源見直し意見書は毎年出しているという状況、あるいは、過去には生産者米価維持の意見書も毎年出しておりました。

市民の命や健康にかかわる事柄や、制度の充実を求めるこの請願を否決する理由が全くないと私は考えております。

以上の理由から、委員長報告に対して反対し、本請願への賛成をするものでございます。

○議長（阿部五一）

次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。5 番米澤まき子議員。

○5 番（米澤まき子議員）

医師・看護師を確保するための請願の原案に反対、委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

平成 19 年 3 月に、同趣旨の意見書が提出され、多賀城市議会全員一致で採択されました。

3 月に提出された意見書の中身については、より具体化されております。特に、小児科医療などの医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを図るとともに、地域医療の疲弊に配慮、病院勤務医、看護師、助産師の不足に対しても待遇、そして改善と偏在の解消策と、多賀城市議会を初め全国の市議会、県議会の意見を聞きながら、政府・与党による検討策も固まっておりますことから、推移を見守っていきたいと思いますので、この請願書の採択については反対するものであります。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

内容的には佐藤恵子議員が話をしたとおりなのですが、佐藤恵子議員も指摘しましたように、ことしの第 1 回定例会で意見書を出した以降、一斉地方選挙がありまして、メンバーがかわっております。



当時いなかった方が、当時いなかった議会で意見書を上げたことのもので、反対するのはいかなるものかということも1点申し上げて、この請願への賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。16番根本朝栄議員。

○16番（根本朝栄議員）

委員長報告に賛成の討論を行います。実は、本年の3月8日の本会議場におきまして、議員全員で一致をして、請願は採択されました。題名は違いますが、内容については、本請願より、より深く精査をした内容となっております。そこで、全員一致で可決をさせていただきます。国にお出しをしました。

その結果、宮城県議会を初め、県内各市町村の自治体で、その多賀城市の先例を受けまして、各議会で議決をして、国に提出をしております。

また、全国でもその流れができ始めまして、国においてようやくその対策に乗り出した次第でございます。

つまり、多賀城市が3月8日出したその意見書というものが発端となりまして、先駆を切って出したということは、大変誉れなことであると思っております。

それから、もう一つは、同じ平成19年内に、過去において同趣旨の意見書が二度出されたことはない、このように思います。そういう意味で、本請願に反対をするものであります。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（阿部五一）

挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第2号 妊婦一般健康診査の公費負担の拡充を求める請願書を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員である藤原益栄議員から内容の説明を求めます。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

妊婦一般健康診査の公的負担の拡充を求める請願書について、趣旨の説明を行います。

本日の一般質問でも、昌浦議員からる主張がございましたし、過去の議会においても松村議員の方からありました。

経済的な理由等で、妊婦健診を受けないままお産を迎えると、搬入先が決まらなくて、死産をするというふうな事故が起こりまして、この分野での充実が緊急な課題となっております。

厚生労働省で、ことしの1月に通達を出しまして、14回ぐらいの健診が必要だと。しかも5回程度は公的負担による健診が必要だという見解を出してございまして、それに近づけていただきたいというのが、本請願の趣旨でございますので、御賛同のほどよろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

これをもって紹介議員の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。請願第2号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

陳情第1号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書に関する陳情書

陳情第2号 最低保障年金制度の実現を求める陳情

陳情第3号 宮城地方最低賃金の引き上げと、最低賃金制度の抜本的改正を国に求める意見書に関する陳情書

陳情第4号 療養病床の廃止・縮小計画の中止を政府に求める意見書提出をお願いする陳情書

陳情第5号 割賦販売法の改正を求める意見書の採択についてのお願い

陳情第6号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情書

陳情第7号 後期高齢者医療制度の実施凍結を求める陳情書

陳情第8号（陳情書）多賀城市の財政について

以上、8件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で陳情の報告といたします。

---

○議長（阿部五一）

この際、各組合等議会の報告を求めます。

まず、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。10 番藤原益栄議員。

（10 番 藤原益栄議員登壇）

○10 番（藤原益栄議員）

宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 10 月 12 日、平成 19 年第 3 回議会定例会が宮城東部衛生処理組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例 1 件、認定 1 件、補正予算 1 件であります。

議案第 13 号は、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例であり、これは郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決をいたしました。

認定第 1 号は、平成 18 年度宮城東部衛生処理組合会計歳入歳出決算の認定でございますが、これは歳入決算額 17 億 438 万 9,501 円で、歳出決算額 16 億 8,666 万 1,835 円で、差引額 1,772 万 7,666 円で、差引額のうち 1,000 万円は財政調整基金に積み立て、残額の 772 万 7,666 円は翌年度への繰り越しをするものであり、審議の結果、原案のとおり認定をいたしました。

議案第 14 号は、平成 19 年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第 1 号）でございますが、これは歳入歳出それぞれ 295 万 2,000 円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ 13 億 5,495 万 2,000 円とするものであり、審議の結果、原案のとおり可決をいたしました。

以上をもちまして、宮城東部衛生処理組合議会の御報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。17 番尾口好昭議員。

（17 番 尾口好昭議員登壇）

○17 番（尾口好昭議員）

塩釜地区消防事務組合議会関係につきまして、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 10 月 4 日、平成 19 年第 3 回塩釜地区消防事務組合議会定例会が塩釜地区消防事務組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、認定 3 件、条例 1 件であります。

認定第 1 号は、平成 18 年度塩釜地区消防事務組合一般会計決算の認定についてであります。歳入が 20 億 470 万 281 円、歳出が 19 億 9,620 万 2,402 円、差引額 849 万 7,879 円となっております。収支につきましては、歳入歳出差引額 849 万 7,879 円の残額を生

じた決算となりましたが、この剰余金につきましては、全額を財政調整基金に積み立てるもので、審議の結果、原案のとおり認定されました。

認定第 2 号は、平成 18 年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計決算の認定についてであります。歳入は 1 億 2,503 万 9,054 円、歳出が 1 億 2,042 万 4,671 円、差引額 461 万 4,383 円となっております。収支につきましては、歳入歳出差引額 461 万 4,383 円の残額を生じた決算となりましたが、この剰余金につきましては、全額を翌年度に繰り越したすもので、審議の結果、原案のとおり認定されました。

認定第 3 号は、平成 18 年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計決算の認定についてであります。この特別会計は、平成 18 年度に新たに設置された会計であります。歳入が 918 万 2,000 円、歳出が 843 万 5,518 円、差引額 74 万 6,482 円となっております。収支につきましては、歳入歳出差引額 74 万 6,482 円の残額を生じた決算となりましたが、この剰余金につきましては、全額を翌年度に繰り越したすものであります。審議の結果、原案のとおり認定されました。

議案第 11 号は、塩釜地区消防事務組合情報公開条例の一部を改正する条例であります。これは本年 10 月 1 日から日本郵政公社が民営化されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、塩釜地区消防事務組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。18 番昌浦泰己議員。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

塩釜地区環境組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 10 月 4 日、平成 19 年第 3 回定例会が塩釜地区環境組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、認定 1 件、条例 1 件であります。

認定第 1 号は、平成 18 年度塩釜地区環境組合会計決算の認定についてであります。これは、歳入決算額 3 億 4,193 万 3,533 円、歳出決算額 3 億 3,328 万 3,427 円で、差引額は 865 万 106 円となっております。差引額の全額を財政調整基金に積み立てるものであり、審議の結果、原案のとおり認定されました。

議案第 9 号は、塩釜地区環境組合情報公開条例の一部を改正する条例であり、これは日本郵政公社が民営化されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、塩釜地区環境組合議会の御報告といたします。

○議長（阿部五一）

最後に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。8 番森 長一郎議員。

（8 番 森 長一郎議員登壇）

○8 番（森 長一郎議員）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る11月19日、平成19年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が宮城県自治会館で開催されました。

議会に付された案件につきましては、条例1件、決算認定1件、計画作成1件の計3件であります。

第26号議案 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例につきましては、当該後期高齢者の医療給付及び保険料等を定めたものでありまして、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

第27号議案は、平成18年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定についてでありまして、歳入総額は1万8,000円、歳出総額は833円となり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。なお、歳入歳出差引残額の1万7,167円は、平成19年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算に繰り入れするものであります。

第28号議案は、宮城県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成についてでありまして、地方自治法第291条の7第1項の規定により、平成19年度から平成23年度の5カ年度の当該広域連合と連合を組織する市町村の事務処理の指針を作成したもので、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

以上で組合等議会の報告を終わります。

---

○議長（阿部五一）

以上をもって、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成19年第4回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時50分 閉会

---

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年12月12日

議長 阿部 五一

副議長 根本 朝栄

署名議員 伏谷 修一

同 米澤 まき子